

第 24 回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議

日時：令和 2 年 11 月 24 日(火) 15：40～

場所：長野県庁本庁舎 3 階 特別会議室

次 第

議 題

- 1 感染警戒レベルの引上げについて
- 2 長野県新型コロナウイルス感染症等対応方針（12 月 1 日以降）について
- 3 各部局における対応について
- 4 その他

直近 1 週間の全県及び圏域ごとの感染者数の推移

【全県】

	11月17日	11月18日	11月19日	11月20日	11月21日	11月22日	11月23日
感染者数の推移	132	139	139	144	145	147	134
(直近 1 週間の累計)	6.47	6.82	6.82	7.06	7.11	7.21	6.57
増	30	20	23	24	14	12	11
減	△ 6	△ 13	△ 23	△ 19	△ 13	△ 10	△ 24

【佐久】

	11月17日	11月18日	11月19日	11月20日	11月21日	11月22日	11月23日
感染者数の推移	8	9	10	11	13	13	13
(直近 1 週間の累計)	3.90	4.39	4.87	5.36	6.34	6.34	6.34
増	5	1	2	3	2	0	0
減	0	0	△ 1	△ 2	0	0	0

【上田】

	11月17日	11月18日	11月19日	11月20日	11月21日	11月22日	11月23日
感染者数の推移	3	4	5	4	4	3	3
(直近 1 週間の累計)	1.56	2.08	2.60	2.08	2.08	1.56	1.56
増	1	0	1	0	0	0	0
減	0	0	0	△ 1	0	△ 1	0

【諏訪】

	11月17日	11月18日	11月19日	11月20日	11月21日	11月22日	11月23日
感染者数の推移	2	1	0	1	1	2	2
(直近 1 週間の累計)	1.04	0.52	0.00	0.52	0.52	1.04	1.04
増	0	0	0	1	0	1	0
減	0	△ 1	△ 1	0	0	0	0

【上伊那】

	11月17日	11月18日	11月19日	11月20日	11月21日	11月22日	11月23日
感染者数の推移	0	3	6	6	9	14	18
(直近 1 週間の累計)	0.00	1.67	3.34	3.34	5.01	7.79	10.02
増	0	3	3	0	3	5	4
減	0	0	0	0	0	0	0

【南信州】

	11月17日	11月18日	11月19日	11月20日	11月21日	11月22日	11月23日
感染者数の推移 (直近1週間の累計)	0 0.00						
増	0	0	0	0	0	0	0
減	0	0	0	0	0	0	0

【木曾】

	11月17日	11月18日	11月19日	11月20日	11月21日	11月22日	11月23日
感染者数の推移 (直近1週間の累計)	0 0.00						
増	0	0	0	0	0	0	0
減	0	0	0	0	0	0	0

【松本】

	11月17日	11月18日	11月19日	11月20日	11月21日	11月22日	11月23日
感染者数の推移 (直近1週間の累計)	0 0.00	0 0.00	0 0.00	2 0.47	2 0.47	2 0.47	2 0.47
増	0	0	0	2	0	0	0
減	0	0	0	0	0	0	0

【北アルプス】

	11月17日	11月18日	11月19日	11月20日	11月21日	11月22日	11月23日
感染者数の推移 (直近1週間の累計)	1 1.77	1 1.77	1 1.77	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00
増	0	0	0	0	0	0	0
減	0	0	0	△1	0	0	0

【長野】

	11月17日	11月18日	11月19日	11月20日	11月21日	11月22日	11月23日
感染者数の推移 (直近1週間の累計)	109 20.63	111 21.01	104 19.69	110 20.82	107 20.25	103 19.50	89 16.85
増	23	14	14	18	9	5	6
減	△4	△12	△21	△12	△12	△9	△20

【北信】

	11月17日	11月18日	11月19日	11月20日	11月21日	11月22日	11月23日
感染者数の推移 (直近1週間の累計)	9 10.94	10 12.16	13 15.81	10 12.16	9 10.94	10 12.16	7 8.51
増	1	1	3	0	0	1	1
減	△2	0	0	△3	△1	0	△4

モニタリング指標の状況

モニタリング指標	11/23現在	先週 (11/13~11/19)	先々週 (11/6~11/12)	長野県での ピーク値	
入院者／ 受入可能病床数 の割合(%)	11月23日 37.70% 132/350床	11月19日 27.14% 95/350床	11月12日 16.00% 56/350床	11月23日 37.70% 132/350床	
重症者／ 受入可能病床数 の割合(%)	11月23日 0.00% 0/48床	11月19日 0.00% 0/48床	11月12日 0.00% 0/48床	4月20日 25.00% 3/12床	
人口10万人 当たりの 療養者数	11月23日 8.88	11月19日 6.43	11月12日 2.95	11月23日 8.88	
PCR検査 陽性率 (LAMP法による 検査を含む)	11/13~11/19 10.45%	11/12~11/18 11.28%	11/5~11/11 6.89%	11/12~11/18 11.28%	
直近1週間と 先週1週間の比較 (直近1週間の人口10万人 あたりの新規感染者数)	11/17~11/23 6.57	11/13~11/19 6.77	11/6~11/12 3.82	—	
直近1週間の 感染経路不明者 の割合(%)	11/17~11/23 22.39%	11/13~11/19 0.00%	11/6~11/12 0.0%	7月20日 ~26日 37.50%	
圏域ごとの Level2~4 の圏域数	Level2	8	8	1	—
	Level3	1	1	2	—
	Level4	1	1	0	—

(注)直近1週間の感染経路不明者の割合は、速報値であり、調査結果により修正される場合があります。

長野県全域に「新型コロナウイルス警報」を発出します（案）

令和 2 年 11 月 24 日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

県内において新型コロナウイルスの陽性者が多数発生しており、長野県の直近 1 週間（11 月 17 日～11 月 23 日）の新規陽性者数は 134 人、人口 10 万人当たりでは 6.57 人となっています。また、一部の圏域に陽性者が集中している状況ですが、その他の圏域においても感染リスクの高い事例が見られ、さらに、受入可能病床数に対する入院者の割合は 37.70%（132/350 床）となっており、全県の医療提供体制への負荷が増大している状況です。

したがって、長野県全域で「感染拡大に警戒が必要な状態」とであると認められることから、長野県全域の感染警戒レベルをレベル 3 に引き上げ（既にレベル 3 以上である北信圏域、長野圏域を除く）、「新型コロナウイルス警報」を発出します。

2 県民及び事業者の皆様へのお願い

県民及び事業者の皆様は、別紙 1 「感染拡大防止のお願い」を遵守してください。

また、別紙 2 「今、みなさんに考えていただきたいこと」を御確認いただき、これからの感染予防についても一度考えてみてください。

3 「新型コロナウイルス警報」発出に伴う県の対策強化

さらなる感染拡大を防止するため、長野県にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、次のとおり県の対策にご協力をお願いします。

- ① 市町村と連携して、感染防止のための情報発信を強化します
- ② 地方部のガイドライン周知・推進チームにより、事業者感染拡大予防ガイドラインの遵守を強力的に働きかけます
- ③ 積極的な検査を実施します
- ④ 受入可能病床等の拡充を行います
- ⑤ 重症化リスクが高い陽性者の早期発見・対応を行います

① 市町村と連携して、感染防止のための情報発信を強化します

「うつらない」（自分を守る）、「うつさない」（周囲を守る）、「ひろげない」（地域を守る）ため、住民の皆様がいきわたるように、市町村と連携して広報を行います。

特に、会食により感染が拡大していること及び全国的に感染が拡大していることから、会食における感染リスクを下げるための工夫に係る呼びかけや、陽性者が多数発生している地域への訪問に係る呼びかけについて、市町村と連携して強力的に発信を行います。

② 地方部のガイドライン周知・推進チームにより、事業者感染拡大予防ガイドラインの遵守を強力的に働きかけます

新型コロナウイルス感染症対策本部地方部のガイドライン周知・推進チームにより、市町村等と協力し、個々の事業者、店舗へのガイドラインのさらなる周知や支援策の紹介を行います。

③ 積極的な検査を実施します

県内全域において、疫学調査に基づき、感染事例に係る濃厚接触者の把握と全員検査に加え、接触者についても幅広く検査対象として積極的に検査を実施します。

④ 受入可能病床等の拡充を行います

医療機関に対しては、既に確保している病床に加え、更なる患者受入の拡大の協力を求めるとともに、宿泊療養施設の早期増設に取り組みます。また、軽症者等の自宅療養について、デジタルツールも活用して健康観察を行います。

⑤ 重症化リスクが高い陽性者の早期発見・対応を行います

医療機関・高齢者施設等で陽性者が一人でも出た場合には、関係する従事者・利用者全員をPCR検査対象にします。また、クラスター対策チームを迅速に派遣して対策を講じます。

現在は、徹底的な感染防止策を講じつつ、社会経済活動との両立を図るために全力を尽くしていく段階です。このため、県民の皆様には過度に活動自粛を行うことなく、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い・手指の消毒など基本的な感染防止策をさらに徹底していただくとともに、県が行う対策にご協力いただくようお願いいたします。

また、患者・陽性者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように配慮いただくとともに、感染拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対し、不当な差別的取扱いや誹謗中傷を行わないようお願いいたします。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。

感染拡大防止のお願い

- ① 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください
 - ・会食、飲み会では感染リスクの高い行動を避けるよう努めてください
 - ・店舗等の講じている感染防止策にご協力ください
- ② 陽性者が多数発生している地域への訪問に当たっては十分ご注意ください
- ③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください
 - ・家庭内での感染にも留意してください
- ④ 事業所での対策の徹底をお願いします
 - ・休憩時間など居場所の切り替わりによる気の緩みや環境変化にご注意ください
 - ・感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう努めてください

① 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、感染を防止するための行動を自ら考え、実践するようお願いいたします。

感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みや会話の場面でのマスク着用、手洗い・手指消毒）を徹底するとともに、クラスター（集団感染）発生リスクが高い「3つの密」を回避し、毎日の健康チェックを欠かさず行うなど、信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください。高齢者など重症化リスクが高い方は、特にご留意ください。

特に、会食及び飲み会については、当県においても感染例が確認されていることから、「3密」になりやすい場での多人数による実施や、長時間に及ぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクが高い行動を避けるように努めてください。

また、店舗等を利用する場合は、マナーとしてマスクを着用するとともに、手指の消毒など店舗等の講じている感染予防策にご協力ください。

② 陽性者が多数発生している地域への訪問に当たっては十分ご注意ください

県外の陽性者が多い地域への訪問によって感染が生じ、それが家庭等において広がった事例がみられます。

陽性者が多数発生している地域への訪問に当たっては、業種別ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店等、クラスター発生のおそれのある場所への訪問を控えるなど、慎重な行動をお願いします。

③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかにかかりつけ医等に電話でご相談ください

新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けがつかず、定期的な検温など健康観察を行っていただくとともに、発熱等の症状がある場合には外出を控え、心配な時は速やかにかかりつけ医や保健所に電話でご相談ください。

また、医療機関内における感染防止のため、直接医療機関を受診することは避けてください。

なお、ご家族の方に発熱等の症状がある場合は、食事や寝る部屋を分け、マスクをつけていただき、家庭内での感染を防止するための取組をお願いします。また、手で触れる共用部分を消毒するなどの対策もお願いします。

④ 事業所での対策の徹底をお願いします

- (1) 不特定多数の方が利用する事業所にあつては職場における感染拡大防止について改めて徹底いただくとともに、従業員お一人お一人に感染予防のための行動を促していただくようお願いします。

具体的には、職場内での3密を避ける、従業員の健康観察、発熱等がある場合の休暇取得などを一層徹底いただくようお願いします。

また、特に仕事で休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まるおそれがあるとされています。休憩室、喫煙所、更衣室においても感染防止に努めてください。

さらに、「新型コロナ対策推進宣言」を行うように努め、ステッカーを掲示してお客様にもお知らせするとともに、感染防止策にご協力いただくよう呼びかけてください。

- (2) 業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを遵守し、業種の特性に応じて、お客さまの氏名及び連絡先の把握、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）に努めてください。なお、ガイドラインを遵守するための取組については、持続化補助金による支援が受けられますので、県にご相談ください。

今、みなさんに考えていただきたいこと

令和 2 年 11 月 24 日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

県内においては、連日多くの新型コロナウイルス感染症の新規陽性者が発生し、病床の利用率も大きく増加しています。

命を守るために、県民一丸となって感染拡大を止めるためのより一層の取組が必要となります。これからの感染予防についてもう一度考えてみましょう。

- ① 最近「これくらいなら大丈夫だ」と、人との距離が近くなっていませんか？
- ② 消毒や手洗いをうっかり忘れてしまうことが増えていませんか？
- ③ 自分が元気なら、人にうつさないと思っていませんか？
- ④ マスクをしていれば、換気や加湿は必要ないと思っていませんか？
- ⑤ 「自分は大丈夫」「あの人は大丈夫」と思っていませんか？

① 最近「これくらいなら大丈夫だ」と、人との距離が近くなっていませんか？

これまでは、注意深く適切な感染予防行動を行ってきたことで、感染を避けてこられたことと思います。今まで感染を避けてこられた今だからこそ、つい、三密の基準を甘く見積もってしまいがちです。改めて、行く場所、いる場所のリスクを確認し、安全確保（人と人との距離、マスクの着用）をお願いします。安全の確保ができないと考えられるときは、その場所を避けましょう。

② 消毒や手洗いをうっかり忘れてしまうことが増えていませんか？

多くの店舗には消毒液が置いてあり、今では当たり前のように無意識に手指の消毒を行って入店しているでしょう。しかし、意識しないで行うようになった今こそ、忘れてしまうことも増え注意が必要です。「短時間だから大丈夫だ」とか「急いでいるから」といった気の緩みも生じがちです。そんなちょっとした油断が、ご自身や周りの方への感染を拡げるかも知れません。今一度、手洗いや消毒の効果と必要性を思い出して下さい。

③ 自分が元気なら、人にうつさないと思っていませんか？

新型コロナウイルス感染症は無症状でも周りの方に感染させる可能性があります。誰もが感染源になる可能性があり、無症状であっても、マスクの着用と、特に大人数となる時は人と人との距離の確保が重要です。また、体調が悪い時には家にいましょう。

④ マスクをしていれば、換気や加湿は必要ないと思っていませんか？

空気が乾燥する冬は、飛沫による感染に特に注意する必要があります。屋内では空気中のウイルス濃度が高まりやすい上に、飲食のために一時的にマスクを外す機会も多くあります。そのため、空気中のウイルス濃度を下げるときの「換気」と、空気中をウイルスが漂いにくくするための「加湿」をすることが一層重要になります。

⑤ 「自分は大丈夫」「あの人は大丈夫」と思っていませんか？

高齢の方、基礎疾患のある方は特に行動にご注意ください。今まで感染してこなかったことで、「自分は大丈夫」「あの人は大丈夫」と考えてしまいやすいですが、それは適切な予防策を講じてきた結果です。寒くなる冬には免疫力も低下しがちです。今まで大丈夫であっても、これから感染するリスクや重症化するリスクは減りません。

長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（12月1日以降）（案） ～感染拡大の抑止と社会経済活動の両立～

令和2年11月24日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 現状・基本認識等

（1）現状

全国の新規陽性者数は、8月第1週をピークに減少が続いた後、ほぼ横ばいであったが、歓楽街に加え、会食や職場、外国人コミュニティなどにおけるクラスターの発生等により、10月以降増加傾向となった。

11月に入ると1日当たりの新規陽性者の確認が2,500人を超え過去最多となるなど、増加傾向が顕著になっている。

全国の直近1週間（11月17日から23日まで）の人口10万人当たり新規陽性者数（公表日ベース）は11.84人となっている。

本県においては、7月以降、第2波と認められる感染拡大が生じたが、9月16日には、感染状況が落ち着いてきたことを踏まえ、全県の感染警戒レベルを1に引き下げ、それまで発出していた注意報・警報を解除した。

その後、新規陽性者数は横ばいの状況が続いたが、10月下旬以降徐々に増えはじめ、11月に入ると本県においても1日当たりの新規陽性者の確認が過去最多となるなど、全国と同様増加傾向が強まり、第3波を迎えているものと考えられる。現在、長野圏域に特別警報、その他の9圏域に警報を発出し、感染拡大状況に応じた対策の強化を図るとともに、注意喚起を行っている。

全県における直近1週間（11月17日から23日まで）の人口10万人当たりの新規陽性者数は6.57人となっている。

（2）基本認識

11月以降、県内においても陽性者数の増加が続いているが、今後さらに増加が続いた場合、医療提供体制がひっ迫することが懸念され、社会経済活動に対する抑制を伴う措置を講じることが必要になるおそれがあると考えられる。県民の命と経済を守るためには、これ以上の感染拡大を防ぐことが重要であり、いまがまさに正念場である。

特に、厳しい寒さを迎える中での適切な屋内環境の保持、感染リスクの高い場面・行動を避けることなど、冬場を迎えるにあたっての感染防止対策や感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の遵守を徹底するとともに、徐々に戻り始めた社会経済活動を継続していくため、ウイルスに関する

基本的な知識や県内における感染拡大の原因と思われる事例を県民の皆様と共有し、自らと周囲の人の健康をご自身の行動で守っていただく必要がある。

また、誰もが感染する可能性があるという当事者意識の浸透と、陽性者等を温かく迎える地域づくりを推進する必要がある。

さらに、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行を想定した診療・検査体制や患者受入体制の整備を引き続き進めるとともに、感染の拡大に対処するため、病床や宿泊療養施設のさらなる確保等を進める必要がある。

こうした対策を実施しながら、厳しい状況が続いている県内経済の再生を図るため、急激に需要が減少している分野等に対して、強力な支援策を講ずるとともに、県民生活を守り、感染防止対策と社会経済活動を両立させる取組を鋭意進めていかなければならない。

県としては、すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、学びと自治のアプローチにより、県民の自己決定の最大限の尊重を基本に対策を講じていく。

以上の認識の下、12月以降においては、以下の5点を重点として、対策を進めることとする。

- 1 第3波による感染拡大の抑止に向けた的確な対策を実施すること
- 2 「新しい生活様式」の定着と冬場に向けた呼びかけの強化を図ること
- 3 感染拡大に対処するため、医療・検査体制の整備を進めること
- 4 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図ること
- 5 誹謗中傷等を抑止し県民の絆を守ること

(3) 対応方針の位置付け

本対応方針は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号。以下「条例」という。）第4条に基づく基本的方針である。

また、本対応方針中、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）の根拠規定を記載した取組以外は、条例第5条に基づく感染症対策として実施するものである。

なお、感染状況の変化や国の方針の変更等により必要が生じた場合は、本対応方針を見直すものとする。

2 第3波による感染拡大の抑止に向けた的確な対策を実施するための取組

《重点1》

「感染警戒レベル」による感染状況の把握と迅速な対策の強化

第2波の経験等を踏まえ、より実態に即した感染防止対策を行うために修正した県独自の6段階の感染警戒レベルによって、圏域ごとの感染リスクの状況を正

しく把握するとともに、直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数、入院者／受入可能病床数の割合、重症者／受入可能病床数の割合を重要な指標とし、他の指標も含めて常時モニタリングする。

また、感染が増加した圏域においては必要な要請等を行うほか、積極的な検査の実施、保健所体制の強化など、感染症対策を強化する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

3 「新しい生活様式」の定着と冬場に向けた呼びかけの強化を図るための取組 《重点2》

(1) 「新しい生活様式」の定着推進

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、県民の皆様が感染を防止するための行動を自ら考え、実践できるよう、「信州版『新たな日常のすゝめ』」及び「新型コロナウイルス感染症対策長野県民手帳」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進する。

とりわけ店舗・事業所に入るときなど人と接する場合は、マスクの着用をマナーとして行うよう呼びかけるとともに、「うつらない」（自分を守る）、「うつさない」（周囲を守る）、「ひろげない」（地域を守る）ための行動の定着を図る。

これらの感染を防止するための行動については、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方に対しても周知を図り、必ず自分の健康観察を行い、風邪症状がある場合は外出を控えることや、自己の行動歴について記録しておくことなどについて呼びかけていく。

さらに、「信州版『新たな日常のすゝめ』冬 ver.」等により、適切な換気の実施や湿度の保持など、冬場の感染防止対策の徹底を県民及び事業者にも周知する。

〔各部署〕

(2) 陽性者が多数発生している地域への訪問等

直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が5.0人を上回っている都道府県への訪問に当たっては、感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底するほか、次のとおり慎重な行動をとることを呼びかける。

- ・ ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店など、クラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控える。
- ・ 当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録する。
- ・ 会食を行うに当たっては、感染防止対策が行われていない店舗、密な室内での大人数の飲食、長時間におよぶ飲食、はしご酒を避け、会話をする時は

マスクを着用する。

とりわけ、直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言におけるステージⅢ相当）都道府県への訪問に当たっては、上記の徹底に加え、次のとおり慎重な検討を行うことを呼びかける。

- ・ 訪問そのものを慎重に検討した上で、感染リスクが高い状況を確実に避けるよう留意し、避けられない場合は訪問そのものを控える。
- ・ 高齢者や基礎疾患（呼吸器疾患、糖尿病、高血圧など）のある方等重症化しやすい方やその同居のご家族は特に慎重な検討を行う。

さらに、その他の都道府県への訪問に当たっては、移動に伴う地域を越えた感染拡大の可能性をできるだけ低くするために、改めて基本的な感染防止策を徹底するよう呼びかける。

（令和2年11月24日から適用）

なお、県内においても陽性者が増加している地域があるため、県内の移動に当たっても「うつらない」（自分を守る）ための慎重な行動をとるとともに、県外をはじめ他の地域を訪問する際は、自身の行動が感染拡大を招かないよう「うつさない」（周囲を守る）、「ひろげない」（地域を守る）ための行動をとることを呼びかける。

〔危機管理部・観光部〕

（3）年末年始の感染拡大を防止するための呼びかけの強化

帰省や旅行などによる人の移動や、忘年会や新年会など飲酒や会食の機会の増加による感染拡大を防ぐため、次の点について、県民、事業者及び他県からの来訪者に呼びかける。

また、県民の行動変容につながるよう、県内におけるこれまでの陽性者の発生事例を踏まえ、リスクの高い場面や行動をわかりやすく周知する。

- ・ 帰省や旅行は可能な場合は人が集中する時期を避けること。
- ・ 事業者は、従業員の休暇の分散取得や在宅勤務・テレワークの促進、発熱時に従業員が休みやすい職場環境づくりに努めること。
- ・ 体調の悪い方は帰省を控えること。また、帰省中に体調が変化した場合は会食や外出は控え、かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談すること。
- ・ 忘年会などの会食の際には、ガイドラインを遵守している店舗を利用するとともに、以下に留意し、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をすること。
 - ✓ 体調が悪い場合（又は10日以内に悪かった場合）は参加しない、させない。
 - ✓ 開始前と会食後に必ず手指消毒を行う。（可能であれば会食中も。手指消毒の代わりに徹底した手洗いでも可。）
 - ✓ 人と直接・間接に接触しない。（直接的な接触はもとより、大皿料理やとり箸、お酌、カラオケマイク等、物を共用しない。）

- ✓ 飛沫を人や人の食べ物等に飛ばさない。(人との距離を保ち、パーティション等がない場合には会話の際にマスク着用もしくはハンカチ等で口を覆う、大声で話さない、など)
- ✓ 会場の換気に気をつける。(会場の換気が不十分なら 30 分程度ごとに窓やドアを開けてのこまめな換気を行うか、短時間で会食を切り上げる。)
- ・ 初詣の際は、可能な限り混雑する日時を避けることや、人との距離を確保するなど自らできる対策を行うとともに、神社や寺院などが実施する感染防止対策に協力すること。

(各部局)

(4) 高齢者など重症化リスクの高い方々を守る取組

高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方の感染を予防するため、市町村等とも連携して、これらの方々への情報発信を強化するとともに、高齢者等の集まる場所の運営者に感染防止に関する注意喚起を改めて行う。

また、高齢者が多く利用するスーパーなどの店舗に対しても、混雑が避けられる時間の周知など、密集を避けるための対策等を働きかける。

〔健康福祉部・産業労働部・危機管理部〕

(5) 事業者へのガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底の要請

事業者に対して、ガイドラインの周知を図り、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底を促す。

(法第 24 条第 9 項)

特に、対策本部地方部のガイドライン周知・推進チームにより、市町村や関係団体と連携しながら、換気の実施をはじめとした冬場の感染防止対策について、様々な機会を捉えて個別の事業者への浸透を図る。

〔各部局〕

(6) 商店街による取組の支援

飲食店等に対し、商店街と連携しガイドラインの遵守に向けた取組を支援する。

また、PCR 等検査を集中的に実施することとしたエリアに所在し、感染拡大防止対策や風評被害防止対策に取り組む商店街等の支援を行う。

〔産業労働部〕

(7) 「新型コロナ対策推進宣言」の推進

経済活動の再開及び需要喚起を図るため、新型コロナ対策経営推進員（商工会・商工会議所の経営指導員等）の助言・指導のもと、自ら適切な感染防止策を検討・実施する事業者を増やし、安心して利用や買い物等ができる環境づくりを行う。

また、LINE を活用した「新型コロナ対策推進宣言の店マップ」の普及により、

感染防止対策に取り組む店舗等の利用促進を図る。

〔産業労働部〕

(8) 「新しい生活様式」に適応した事業活動の支援

観光関連事業者等中小企業者がグループで行う生産性向上に向けた新たな取組等を支援する。

また、安全・安心を確保した先駆的な取組等の情報を発信し、県民による地域店舗等の利用や、事業者の新たな事業展開を促進する。

〔営業局〕

(9) 「新しい生活様式」に適応した公共交通機関の利用促進

県民の生活・経済の安定に不可欠な地域公共交通を安心して利用できるよう、安全運行を継続するために必要な対策を講じる事業者を支援するとともに、利用者に対し、時差出勤、マスクの着用及び会話を控えめにすることの協力の呼び掛けなど、事業者、業界団体と一体となって取り組む。

〔企画振興部〕

(10) 不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業

スーパーマーケットなど、不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の確保など感染防止策を徹底するよう要請する。

特に、博物館、美術館、観光施設等においては、必要に応じて施設利用者名簿の作成等による連絡先の把握について施設管理者に働きかける。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

(11) 施設・店舗等での陽性者確認時の対応等

施設・店舗等の利用者や従事者等に陽性者が確認された場合、保健所が実施する疫学調査への協力を求める。また、疫学調査の結果、感染拡大防止のため必要な範囲において、施設・店舗の名称を公表するとともに、安全が確認されるまで、一時閉鎖を実施した事業者を支援する。

なお、飲食店等においてガイドラインに掲載されているような感染防止策が適切に講じられていなかったことが、感染の要因と考えられるときは、その旨を公表して感染防止策の徹底を促すことを改めて周知する。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

(12) 観光地・観光施設における感染防止対策

観光関連事業者に対し各業界におけるガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼するとともに、感染防止対策の情報発信や感染が疑われる観光客の医療機関への移動手段確保等、各地域が取り組む安全・安心な観光地域づくりに

対し支援を行うなど、関係機関と連携・協力して、観光地における感染防止対策を強化する。

また、本県を訪れる観光客に対しても「信州版 新たな旅のすゝめ」を活用し、感染防止に協力いただくことを宿泊割引施策の利用要件にするなど、感染防止対策の徹底を図る。

〔健康福祉部・観光部〕

(13) 高等教育機関における感染防止対策

大学、専門学校等に対し、授業や寮生活等、学内での感染防止対策等の徹底を依頼するとともに、学生の飲み会やカラオケ、課外活動等での感染防止対策の徹底を周知するよう依頼する。

〔県民文化部〕

4 感染拡大に対処するため、医療・検査体制の整備を進めるための取組

《重点3》

(1) 医療提供体制の充実

これまでの患者発生状況を踏まえた患者推計を基に、600人規模の陽性者を想定して整理した、350名程度の入院患者（うち重症者48名）、250名程度の宿泊療養者の感染状況に応じた受入体制を維持するとともに、受入医療機関に対しては、既に確保している病床に加え、更なる患者受入の拡大の協力を求め、症状に応じた適切な医療が受けられるよう調整本部等で受入先を調整する。

また、令和2年10月24日の新型コロナウイルス感染症に関する政令改正を受け、一定の要件に該当する軽症者及び無症状病原体保有者については、原則入院を経ずに宿泊療養施設で受け入れる運用とし、中等症・重症の方や重症化リスクのある方への医療提供に重点化を図るため、宿泊療養施設の早期増設に取り組むとともに、一定の要件を満たす場合には自宅での療養をお願いしていく。

〔健康福祉部〕

(2) 検査体制等の整備・拡充

季節性インフルエンザの流行期における最大検査需要を約9,000件と想定し、10月末までに491の医療機関を診療・検査医療機関に指定するなど、これに対応できる体制の整備を進めてきた。今後も診療・検査医療機関や外来・検査センターの拡充・強化などにより、更なる体制の強化に取り組む。

11月17日以降は、かかりつけ医等地域の身近な医療機関による受診案内を中心とした相談体制に変更し、円滑な相談・受診・検査の流れを確立する。

また、まずは、季節性インフルエンザの流行を抑えることが重要であり、予防接種やマスクの着用、こまめな手洗いや手指消毒の励行など、予防策の徹底を呼

び掛けていく。

〔健康福祉部〕

(3) 医療資材・人材の確保等

診療・検査医療機関を含む医療機関に対しては、今冬の季節性インフルエンザとの同時流行の懸念も考慮した上で、県として需要を把握し、マスク等の必要な医療資材を確保しつつ、急激な陽性者の増加により緊急にアイソレーションガウン、フェイスシールドといった医療資材を必要とする場合に、供給できるよう備蓄を図る。

併せて、迅速抗原検査キットについては、国へ安定供給体制の構築を求めていくとともに、市場供給の状況を注視する。

また、人員が不足する医療機関等に対しては、必要な人的支援を機動的に行っていく。

社会福祉施設に対しては、市場で購入が難しい医療資材について県で購入し配付するとともに、感染が発生した場合には県の備蓄から提供する。

また、福祉現場において、陽性者が発生した場合に、他の社会福祉法人からの応援職員に対して研修を実施し、実効性ある応援職員体制を構築する。

〔健康福祉部〕

(4) 医療機関、社会福祉施設等におけるクラスター感染の防止等

本県においても院内感染者の死亡事例が発生したことを重く受け止め、重症化リスクの高い方が利用する医療機関や社会福祉施設等における院内（施設内）感染を防止するため、従業者等に発熱等の症状がある場合には、速やかに検査を実施するとともに、院内（施設内）において陽性者が発生した場合には、その接触者に対して幅広く検査を実施するなど積極的に感染拡大防止のための措置を講じる。

一方で、県内において医療従事者等の新型コロナウイルス感染症の感染事例が増加していることを踏まえ、診療・検査医療機関については、発熱患者用の動線の確保や従業者の感染防止等の徹底、院内（施設内）の感染拡大防止や新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点など、ハード・ソフト両方の観点からの対策を、診療・検査医療機関を含めた医療機関等へ改めて求めていく。

また、クラスター感染を防止するため、発生施設に対し速やかにクラスター対策チームを派遣する。

社会福祉施設に関しては、面会を実施する場合の具体的な留意点等を含め、施設内感染の防止策の徹底を周知する。

〔健康福祉部〕

5 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るための取組《重点4》

(1) 長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議における取組の共有等

事業継続を支援する「緊急支援フェーズ」、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を支援する「適応 (With コロナ) フェーズ」、本格的な経済再生に向けた「再生フェーズ (ワクチン等開発後)」ごとの課題や支援策について関係団体とともに共有・検討する。

〔産業労働部〕

(2) 経営を継続し雇用を守る事業者への支援

事業者が必要な支援を受けられるよう、社会保険労務士、行政書士を配置する「産業・雇用総合サポートセンター」を地域振興局及び労政事務所に設置し、相談、書類作成、申請等を支援する。

〔産業労働部〕

(3) 失業者等の就労支援

県・市町村・県民連携による「長野県あんしん未来創造基金」を県社会福祉協議会に造成し、新型コロナウイルスの影響による失業者等で、一般の就労支援で就職につなげていない方の就労を支援し、生活資金の確保を図る。

また、地域振興局の「就業支援デスク」を強化し、人手不足分野とのマッチングや職業訓練の提案など、失業者一人ひとりに寄り添った就労支援を実施するとともに、労働局の求人確保対策本部との連携による求人の開拓や雇用過剰企業と人手不足企業との雇用シェアリングの支援を行うほか、「緊急雇用対策助成金」の支給により民間における新たな雇用の創出を促進する。

さらに、ジョブカフェ信州におけるキャリアコンサルティングや職場実習の支援枠の拡充等により、より多くの失業者や就職困難者の正規就労を支援するとともに、雇用情勢の更なる悪化に備え、非正規雇用者の正規化により一層取り組む。

〔産業労働部〕

(4) コロナは思いやりと支えあいで乗り越える“あかりをともそう”キャンペーン

思いやりと支えあいの心で県民一丸となって新型コロナウイルスを乗り越え、信州版「新たな日常のすゝめ」を実践しながら、地元のお店やサービスを積極的に利用して、地域経済の回復・活性化を図るキャンペーンを展開する。

〔営業局・各部局〕

(5) 信州地域支えあいキャンペーン

地域住民による旅館・ホテルの利用促進、県産食材や花きの積極的な購入、クラウドファンディングを活用した飲食店の支援など、各地域から支えあいの輪を

広げ、県内経済の再生を促進する。

〔営業局・観光部・農政部〕

(6) With コロナ時代における観光産業振興に向けた取組

「After コロナ時代を見据えた観光振興方針」において、各地域が目指す方向性として位置付けた「安全・安心な観光地域づくり」、「長期滞在型観光の推進」、「信州リピーターの獲得」の3つの柱に基づき、市町村、観光関係者と一体となって観光振興に取り組む。

ウィンターシーズンに向け、スキー場等における感染防止対策及びそのプロモーション等を支援し、安全・安心なスキー場等の整備を推進する。その上で、冬のアクティビティーに対する支援策を実施することにより、スノーリゾート及び冬季の観光振興を図る。

また、本県及び他の都道府県の感染状況等を注視しつつ、国のGo Toトラベル事業の活用と県の支援策の機動的な実施や修学旅行等の積極的な誘致により、県内観光産業を下支えするとともに、引き続き県民による県内観光の振興を図る。

〔観光部〕

(7) 新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守る取組

新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守るため、部局横断で生活者支援や自殺対策の課題等を整理・検討し、市町村等と連携して、支援策の改善等の検討や効果的な情報発信を行う。

特に、全国的には7月以降、長野県においても9月は自殺者数が増加していることから、自殺対策を専門に行っているNPO法人等と連携の上、新型コロナウイルスの感染拡大以降の本県における自殺の特性分析や、関係部署等との情報共有、分析結果に応じた対応等に取り組む。

〔県民文化部・健康福祉部・産業労働部・教育委員会〕

(8) 農家等の経営継続と県産農産物の消費拡大に向けた取組

県産農産物の需給状況、価格動向を注視しながら、国の事業を最大限活用し、次期作や新たな生産・販売方式の導入に必要な経費等を支援するなど、農家の営農継続を後押しするとともに、労働力を必要とする経営体への雇用人材確保に向けた支援を強化する。

また、メディア等を通じた県産花きや県産米の購入促進のPRや、牛肉等の学校給食への提供、関係団体・事業者と連携した販促キャンペーンなどにより、県産農産物の域内消費の拡大を図る。

〔農政部・営業局・教育委員会〕

(9) 林業事業体の事業継続に向けた取組

林業における雇用の維持を図るため、合板用など木材需要の減少に対し、需要

のある木質バイオマス発電用への一時的な生産シフトを促進するなど、事業継続に向けた取組を支援する。

〔林務部〕

(10) 地域の支えあいによる消費の促進

大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を県民一丸となって応援するとともに、「新しい生活様式」への対応を促進するため、地域の実情に応じて市町村が行う消費喚起の取組を支援する。

また、市町村が行う消費喚起の取組とあわせ、関係者と連携し、国の Go To イート事業の活用による飲食店の需要喚起を図るため、積極的な事業者登録が行われるよう県として働きかけを行う。

〔企画振興部・産業労働部〕

(11) 生活を支える公共交通の確保

新型コロナウイルス感染拡大による影響が著しい高速乗合バスの利用回復を図るため、バス事業者等が行う利用促進及び収益力強化に向けた取組を支援する。

また、コロナ過において安全な鉄道輸送の確保及び県民生活の維持等を図るため、地域鉄道事業者が行う設備の維持修繕等を支援する。

〔企画振興部〕

(12) 相談支援体制の強化

失業や離職等により生活に困窮している方の住まいの確保や就労に向けた支援を行うため、県が設置する生活就労支援センター「まいさぼ」の人員体制を強化する。

〔健康福祉部〕

(13) 生活福祉資金特例貸付の円滑な実施

長野県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金特例貸付（受付期間：12月末まで）の貸付原資等の補助により、資金が必要な方に円滑に貸付が行われるよう支援するとともに、生活資金の需要が高まる年末年始に向けて制度の周知を徹底する。

また、償還の負担の軽減を図るため、国の償還免除措置に加え、県独自に償還金の一部を補助することとしており、その実施方法等について検討を行う。

〔健康福祉部〕

(14) ひとり親世帯の支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、子育て負担の増加や収入の減少が生じている郡部にお住まいのひとり親世帯を支援するための臨時特別給付金について引き続き広報等を行うとともに、対象者への給付を行う。

※ 市にお住まいの方については、各市が実施

〔県民文化部〕

(15) 子どもの居場所の支援

With コロナの状況下においても、信州こどもカフェを継続的に運営できるよう、県社会福祉協議会を通じた支援を拡充する。

〔県民文化部〕

(16) 多言語及び「やさしい日本語」を活用した情報発信の強化

感染防止策や早期受診等呼びかけるため、日本語での情報が届きにくい外国人県民に向け、多言語及び「やさしい日本語」により、市町村や関係団体等を通じ発信する。

また、SNS等を活用し効果的な情報発信を行う。

〔県民文化部〕

6 誹謗中傷等を抑止し県民の絆を守るための取組《重点5》

(1) 人権への配慮

患者・陽性者、医療機関や福祉施設等に勤務されている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように、正確な情報発信や啓発などの取組を行うとともに、感染が拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対する差別や誹謗中傷を行わないよう呼びかける。

また、「新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口」により、誹謗中傷等による被害者を支援する。

〔県民文化部・各部署〕

(2) 誹謗中傷等を抑止し、温かい社会をつくる取組

誹謗中傷等が発生する仕組みや対応についての気づきと示唆を与え、意識変容、行動変容を図って誹謗中傷等を抑止するとともに、陽性等の気持ちに寄り添い、治療を終えた方等が安心して日常生活に戻ることができる地域・社会をつくる「コロナは思いやりと支えあいで乗り越える“あかりをともそう”キャンペーン」を、市町村、経済団体等及び県民と一丸となって展開する。

〔県民文化部・各部署〕

7 その他重要な事項

(1) 県立学校についての取扱い

冬場の感染症対策を徹底するため、新型コロナウイルス感染症に係る県立学校の運営ガイドラインを改定し、感染リスクを可能な限り低減させるとともに、子どもたちの学びを最大限保障する。

〔教育委員会〕

(2) 県有施設についての取扱い

県有施設（集会施設、展示施設、スポーツ施設、博物館、美術館、図書館等）については、感染防止策の徹底を図りながら運営する。

〔各部局〕

(3) 県主催イベント・行事の実施のための当面の判断基準

県主催イベント・行事については、別添「12月1日以降のイベント開催の目安について」に従い実施する。感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着させつつ、社会経済活動を活性化させるため、県としては、民間が主催するイベントの参考としていただけるよう、感染防止に最大限の注意を払いながら、積極的にイベント等を実施することとする。

なお、イベント等の場において濃厚接触者^(※)をできる限り生じさせないようにする（例えば、マスクの常時着用が困難な場合には身体的距離を十分に確保する）とともに、参加者に陽性者が発生した場合に濃厚接触者にかかる調査を円滑に実施できるようにする（接触確認アプリのインストールの義務付け、参加者の連絡先の確認を確実に行う）こと、イベント前後の感染防止についての注意喚起を徹底することとする。

また、集会や会議等の開催に当たっては、年齢や身体の調子等により、多人数が集まる場への参加を控えたい方がいる場合も想定し、予めの意見聴取やリモートによる参加等、直接参加に代わる手段の設定や、不参加も許容されるものであることの周知などを検討する。

急激な感染拡大が生じた場合にあっては、イベント等の中止や施設の閉館等を行う必要があり、そうした事態にも常に備えておくこととする。

※ 濃厚接触者とは

「患者(確定例)」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

○患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者

○適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者

○患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

○その他:手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、

「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

国立感染症研究所 感染症疫学センター

(4) 民間主催のイベントに対する要請

民間が主催するイベント等については、以下の基準を遵守するよう要請する。

また、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することについて、イベント主催者に要請する。

さらに、全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベントの開催を予定する場合には、県に事前相談をするよう施設管理者又はイベント主催者に依頼する。
(法第24条第9項)

なお、感染防止策を徹底したイベントについては開催が可能である旨を併せて周知し、必要な社会経済活動の促進を図る。

※イベント開催の目安

当面来年2月末まで、別添「12月1日以降のイベント開催の目安について」のとおりとする。

なお、概要は次のとおり。

- 収容率要件と人数上限のいずれか小さい方を限度とする(両方の条件を満たす必要)。
- ① 収容率要件については、
 - ・ 感染リスクの少ないイベント(クラシック音楽コンサート等)については100%以内
 - ・ その他大声での歓声・声援等が想定されるイベント(ロックコンサート、スポーツイベント等)については50%以内(ただし、異なるグループ(5名以内)間で座席を1席空ければ50%超も可能)
- ② 人数上限については、5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。

	収容率		人数上限
イベントの類型	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの (・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの(映画館等))	大声での歓声・声援等が想定されるもの (・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等)	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注)収容率と人数上限でいずれか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 ^(※) (席がない場合は十分な間隔)	

※ただし、異なるグループ(5名以内)間で座席を1席空ければ50%超も可能

〔各部局〕

(5) 避難時における新型コロナウイルス感染症対策の取組

市町村と連携した「信州防災逃げ遅れゼロプロジェクト」の一環として、住民が「3密」を避けた多様な方法による避難ができるよう、避難所への避難のほか、知人・親戚宅への避難を検討することの周知、指定避難所以外のホテル・旅館等の避難先の確保などに取り組む。

〔危機管理部・健康福祉部〕

12月1日以降のイベント開催の目安について

1 イベント開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

(1) 人数上限の目安

収容定員が設定されている場合、

- ・ 別紙1「感染防止のチェックリスト」に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合、「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」を上限とする
- ・ 別紙1に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、5,000人を上限とする。

なお、収容定員が設定されていない場合の取扱いは、後記(2)の①及び②における収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

(2) 収容率の目安

① 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

観客間の集団的な感染が発生していないことが確認されたイベントの形態であることを前提に、次の全ての満たす場合に限り、収容率の上限を100%とする。

- ・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記②のとおり取り扱うこと。

- ・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの常時着用、飲食制限等を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙1）の徹底が行われること。
- ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種別ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

(参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができるイベント)

大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベントについては、感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。具体的には、別紙2「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例」の例示を参考とすること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができるイベント)

大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベントについては、感染防止策の徹底を前提に 1) 収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする、2) 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。具体的には、別紙 2 の例示を参考とすること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができないイベントについては、後記 2 によることとする。

(飲食の取扱い)

マスクの常時着用を担保するため、引き続き、食事を伴うイベントについては、「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」には該当しないものとして取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうるイベントについて、別紙 3 に記載した条件が全て担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことができることとする。

② 大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記①に該当しないイベントは、②の収容率の目安を適用する。

具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

(参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができるイベント)

大声での歓声、声援等が想定されるイベントについては、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の 50%を超えることもありうる。具体的には、別紙 2 の例示を参考とすること。

なお、別紙 1 に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合は次のとおりとする。

- ・屋内、屋外ともに 5,000 人以下。
- ・屋内にあっては収容定員の 50%までの参加人数とする。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ 2 m）

(参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができるイベント)

大声での歓声、声援等が想定されるイベントについては、1) 収容定員が設定されている場合は当該収容定員の 50%までの参加人数とすることとし、2) 収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1 m）を要することとする。具体的には別紙 3 の例示を参考とすること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができないイベントについては、後記 2 によることとする。

2 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等および初詣

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とする。初詣については別紙5に留意すること。

- (1) 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討すること。具体的には、イベントを開催する場合については、十分な人と人との間隔（1 m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

「十分な人と人との間隔（1 m）」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能であるものについては、別紙4を参考にすること。

- (2) 地域で行われる祭り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおよそ把握できるものについては、人数制限が撤廃されていることに留意すること。また、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔（1 m）の確保、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずるとともに、イベントを開催する前に、イベント参加者に対し厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り組まれている接触確認アプリ活用の呼びかけや、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握を行うこと。

イベント開催時に必要な感染防止策①

別紙1

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める ※マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの ※隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） ※演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止策

③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） ※マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと ※大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパの鳴り物を禁止すること）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密着の回避	入隊常時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 ※必要に応じ人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時に必要な感染防止策②

別紙 1

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none">・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底・ 過度な飲酒の自粛・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none">・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 ※ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none">・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ 有症状者は出演・練習を控える・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ イベント前後の感染防止の注意喚起 ※可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none">・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 ※来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none">・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

○ 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にしうる催物に限定して、収容率を100%以内にする事ができることとする。

具体的な条件（感染防止策）

①	食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
②	会話が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③	十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること（野外的場合は確認を要しない）
④	連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤	食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

○これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合には、「十分な人と人との間隔（1m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）

①	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
②	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・誘導人員の配置 ・時差・分散措置を講じた入退場
③	飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛
④	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤	催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑥	連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 <p>※アプリのQRコードを入口に掲示すること等</p>

初詣における感染防止対策の留意事項について

神社の参拝については、既に専門家の監修を経て業種別ガイドラインが策定されているところであるが、初詣については、特に混雑が予想されること等も踏まえ、以下のような追加的に対策を講じることが有効と考えられる。

○基本的な感染防止策（マスク着用、手指消毒など）の徹底が前提。

○その上で、以下のような追加的な対策が有効と考えられる。

1. 混雑防止、適切な対人距離の確保

- 混雑状況の周知、分散参拝の呼びかけなど
- 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）

2. 境内での飲食や食べ歩きは控えていただき、持ち帰りを推奨するなどの対応を行うこと

3. 大声が発生しないよう注意喚起

4. 参拝前後の密の発生防止のための具体策

例)

- ・ 利用する駅の分散
- ・ 混雑状況の周知・呼びかけ など

5. 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置

※アプリのQRコードを参道に掲示すること等

12月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築**を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、**12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント**（クラシック音楽コンサート等）を**100%以内**、**大声での歓声、声援等が想定されるイベント**（ロック・ポップコンサート等）を**50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの**（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に**100%以内とする**。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、**50%以内とする**。
- 引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は県に事前に相談し、県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。

時期		収容率	
12月1日～ 当面来年2月末まで	イベントの種類	<p style="text-align: center;">大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの（注2） 	<p style="text-align: center;">大声での歓声・声援等が想定されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等
		<p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p>	<p>50%^(※)以内 (席がない場合は十分な間隔)</p>

注1：人数上限については現行と同様とする。

注2：これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

(※) ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

信州版「新たな日常のすゝめ」冬ver.

ウイルスを目・鼻・口から入れないことが最も重要です。

基本的な感染防止策（**マスクの着用、人と人との距離の確保、3密を避ける、大声を出さない**）を徹底いただき、感染を防止するための行動を**自ら考え実践**し、信州の**寒い冬**を元気に乗り切りましょう！

参考となる対策

会食を行うときは

- ・飲酒は**少人数・短時間**で、深酒は控え**適度な酒量**で
- ・箸やコップなどは**使いまわさない**
- ・席の配置は**斜め向かい**に
- ・**ガイドライン**を遵守したお店で



換気の工夫

- ・機械換気による**常時換気**を
- ・機械換気が設置されていない場合は、**窓を常に少し開けて換気**を実施（室温は18℃以上を目安）



保湿の実施

- ・加湿器の使用や洗濯物の室内干しで**加湿**を実施（湿度40%以上を目安）
- ・こまめな**拭き掃除**を



こんな場面が危険です

- ・**マスクなし**での会話（感染事例：昼カラオケ など）
- ・仕事での休憩時間に入った時など、**気の緩みや環境の変化**が起こる場面（感染事例：休憩室、喫煙所、更衣室 など）
- ・狭い空間での**共同生活**（感染事例：寮の部屋、共用トイレ など）



最近の感染状況を踏まえたより一層の対策強化について

(R2.11.24 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部)

1 最近の感染状況

新型コロナウイルス感染症については、11月に入り全国、さらには本県においても1日当たりの新規陽性者の確認が過去最多となるなど、感染の拡大に歯止めがかからない状況が続いている。さらに、本格的な冬場を迎えるにあたり、人の移動の集中、会食機会の増加等によるさらなる感染リスクの高まりも懸念されている。

2 対策強化について

従来 of 取組に加え、次のとおり全庁的に対策を強化し、感染拡大の抑止に向けて強力に取り組む。

- ✓対策1 今までよりも踏み込んだクラスター対応
- ✓対策2 対話のある情報発信
- ✓対策3 店舗や職場などでの感染防止策の確実な実践
- ✓対策4 年末年始の休暇の分散取得、小規模分散型旅行の推進
- ✓対策5 医療・検査体制の強化等

✓対策1 今までよりも踏み込んだクラスター対応

【接待を伴う飲食店等】

- 年末・年始の忘・新年会シーズンに向け、市町村や関係団体と連携し、新たな知見（冬場の感染防止策、リスクの高い場面）等も紹介しながら、再度感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）遵守を周知<危機管理部>

【高等教育機関（大学、専門学校等）】

- 大学、専門学校等に、授業や寮生活等、学内での感染防止対策等の徹底を依頼するとともに、学生の飲み会やカラオケ、課外活動等での感染防止対策の徹底を周知するよう依頼<県民文化部>

【職場】

- 仕事の休憩時における休憩室、喫煙所、更衣室など、これまでの感染事例を踏まえたリスクの高い場面について事業者に周知<危機管理部、営業局>

【外国人県民】

- 感染防止策や早期受診等と呼びかけるため、日本語での情報が届きにくい外国人県民に向け、多言語及び「やさしい日本語」により、市町村や関係団体等を通じ発信<県民文化部>
- SNS等を活用し効果的な情報発信を実施<県民文化部>

✓対策2 対話のある情報発信

- どのような状況で感染が拡大しているのかなどを例に、マスクの着用や換気の必要性等を分かりやすく解説する動画を制作・発信し、感染拡大防止に向けた県民の行動と事業者の対策を促進<企画振興部、営業局>
- 県内企業が開発した行動履歴管理アプリに体調記録メモ機能を追加し、コロナ対策県民手帳の情報を掲載したウェブサイトへのリンクを設置。県民手帳の機能をアプリでも利用できるようにして、県民に周知。併せて、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAの普及も促進<営業局>
- 陽性者等への誹謗中傷の抑止、適切な対応を行った上での経済活動の継続的实施をよびかける「あかりをともしよう」キャンペーンをウェブサイトやCMなどにより展開<新型コロナ関連人権対策チーム（県民文化部、企画振興部、営業局等）>

✓対策3 店舗や職場などでの感染防止策の確実な実践

【事業者等への周知】

- 年末・年始の忘・新年会シーズンに向け、市町村や関係団体と連携し、新たな知見（冬場の感染防止策、リスクの高い場面）等も紹介しながら、再度ガイドライン遵守を周知（再掲）＜危機管理部＞
- 「新型コロナ対策推進宣言」を実施している事業者に対し、LINEを活用した「新型コロナ対策推進宣言マップ」の店舗情報欄への感染予防対策内容掲載を促し、関係団体と連携してガイドラインの遵守を徹底＜産業労働部＞
- 県内観光協会等に対し、忘・新年会シーズンに向けた飲食店、宿泊施設での会食におけるガイドライン遵守や換気の徹底等の対策強化を依頼＜観光部＞
- 年末年始の帰省等、交通機関の利用者が増える時期に向け、改めて交通事業者等に対しガイドライン遵守の徹底を依頼するとともに、利用者に対し事業者及び業界団体と連携して注意喚起を実施＜企画振興部＞
- 12月1日以降のイベント開催基準の一部緩和、国における新たな知見等を踏まえ、初詣を含めたイベントの主催者に対し改めて感染防止対策の注意喚起を実施＜危機管理部＞

【事業者としての県の対応】

- 県組織における基本的な感染症対策の実施と、在宅勤務等による執務室の従事職員数の抑制の徹底＜総務部＞
- 空調による換気に加え、窓やドアを開けた換気がしやすいよう柔軟な暖房運転の実施＜総務部＞
- 冬場の感染症対策を徹底するため、新型コロナウイルス感染症に係る県立学校の運営ガイドラインを改定し、感染リスクを可能な限り低減させるとともに、子どもたちの学びを最大限保障＜教育委員会＞

✓対策4 年末年始の休暇の分散取得、小規模分散型旅行の推進

【県民、事業者への周知】

- 個人旅行や3密を避けるコンテンツの紹介など、Webにおける小規模分散型旅行への誘導<観光部>
- 平日限定の宿泊割及び連泊割の実施による旅行日程分散への誘導<観光部>
- 従業員の休暇の分散取得推進を事業者呼びかけ<危機管理部>

【事業者としての県の対応】

- 職員の積極的な休暇取得等により、年末年始の人の移動の集中緩和を促進<総務部>
- 年末の知事・副知事の庁内あいさつ回りを取り止めるなど行事を見直し<総務部>

✓対策5 医療・検査体制の強化等

【中等症・重症患者等への医療提供の重点化】

- 一定の要件に該当する軽症者及び無症状病原体保有者については、原則入院を経ずに宿泊療養施設で受け入れる運用とし、中等症・重症の方や重症化リスクのある方への医療提供に重点化を図るため、宿泊療養施設の早期増設に取り組むとともに、一定の要件を満たす場合には自宅での療養を依頼<健康福祉部>

【相談・検査体制の拡充・強化】

- 11月17日以降、保健所を中心とした相談体制から、かかりつけ医等地域の身近な医療機関による受診案内を中心とした相談体制に移行するため、HP等各種ツールを活用し、積極的に周知<健康福祉部>
- 季節性インフルエンザの流行期における最大検査需要約9,000件に対応するため、既に指定した491（10月末現在）の診療・検査医療機関や外来・検査センターを拡充・強化<健康福祉部>

長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例の 運用ガイドライン

令和2年7月9日

(令和2年8月19日改正)
(令和2年11月24日改正)

危機管理部 危機管理防災課

長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例の運用ガイドライン

目 次

はじめに	1
条例の構成	2
1 条例制定の意義等	
(1) どうしてこの条例が必要と考えたのか	3
(2) この条例の及ぶ範囲と特措法との関係	4
2 条例による感染症対策の手続き	
(1) 条例による本部の設置	5
(2) 基本的方針	6
(3) 専門家等からの意見聴取	6
(4) 県議会への報告	6
3 対策	
(1) 感染症対策	7
(2) 協力の求め	7
4 県民の皆様への支援	14
5 互いに配慮し支え合う長野県へ	15
6 条例の見直し	16
終わりに	16
県議会の審議の中で議論された事項	17
長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例	22

はじめに

長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19に限る。以下同じ。）及び将来起こりうる同様の感染症への対策について、あらかじめ、基本的な考え方や手続きを明確にすることによって、県民の皆様と共通の認識により感染症対策に当たるため、令和2年6月県議会定例会での審議を経て、制定されました。

感染症対策には、県民の皆様の理解と協力が不可欠です。

本運用ガイドラインは、この条例の制定の背景や運用に当たっての考え方などをできる限り県民の皆様と共有して、一丸となって感染症対策を推進することを目的として作成したものです。

（参考）危機管理建設委員会 附帯決議

長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例の施行に当たっては、次の事項について、十分配慮すること。

- 1 まん延を防止するために協力を求める時期や経済的な支援のあり方等、議会の審議の中で明らかにされた事項について整理し、対策に反映するとともに、あらかじめ、県民に分かりやすく示すこと。
- 2 第5条第2項に規定する「検査及び調査に関する体制の充実」により、確実かつ迅速に検査を実施するとともに、クラスター発生に対し、的確に対応できる体制を構築すること。

条例の構成

第1条 目的 第2条 定義	この条例の目的及び対象とする感染症について定めています。
第3条 条例対策本部の 設置	条例に基づく県対策本部の設置及びその事務等について定めています。 なお、政府対策本部が設置されている場合は、特措法に基づき、県対策本部を設置します。
第4条 基本の方針の 策定	県対策本部は、感染症対策の実施に当たって基本の方針を策定します。
第5条 感染症対策の 実施等	県が実施する感染症対策全般について定めています。 三密回避の情報提供や「新しい生活様式」に沿った行動への呼びかけなどについて定めています。
第6条 協力の求め等 (新型コロナウイルス 感染症対策に限る。)	感染症のまん延を防止するために、 ① 居宅等から不要不急の外出をしないこと ② 基本の方針で定める施設の管理者・当該施設を使用する催物開催者に対し、当該施設の使用制限、催物の開催制限その他の措置を講ずるよう検討すること について、協力を求めることとします。 なお、特措法により対策が可能な場合は、特措法に基づき行うこととなります。
第7条 県民等に 対する支援	県は、感染症により生活又は経済活動に影響を受ける県民等に対し、幅広い支援を行います。
第8条 意見の聴取	協力の求めなどを行うときは、あらかじめ、学識経験者等の意見を必ず聴くこととします。
第9条 議会への報告	県対策本部を設置することとしたとき、基本の方針を策定することとしたとき、協力の求めを行うこととしたときなどには、速やかに議会へ報告します。
第10条 患者等への 配慮	患者及び医療関係者等、何人に対しても、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならないことを呼びかけています。
附則 条例の見直し	この条例の施行後2年以内を目途に、感染症に関する新たな知見や感染症のまん延の状況などについて検討を加え、必要があれば条例の見直しを行います。

1 条例制定の意義等

(1) どうしてこの条例が必要と考えたのか

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、これまで県では、県民や事業者の皆様、国や市町村をはじめとした関係機関とともに、県民の皆様への命と健康を守るため、最善を尽くしてきました。新型コロナウイルス感染症については、今もって判明していないことも多く、これまでの県の対応の成果や課題等について、詳細な検証を行うには時間が必要です。一方で、これまでの本県や全国の対応から既に見えてきた課題もあります。

感染症対策は県民・事業者の皆様に大きな影響を及ぼすものです。誰がどのような権限に基づき、どのような時、どういう措置を行うのかということについて、第2波がいつ来るか分からない中、できるだけ早く基本的な考え方や手続きを整備し、県民の皆様と共通した認識のもと、一丸となって対応することが重要と考え、この条例を制定するに至りました。

本条例制定の意義は、大きく以下の4点と考えています。

1. 感染症対策は、県民・事業者の皆様に対して大きな影響を与えるものです。したがって本来、できる限り法律や条例の明確な規定に基づき、適正な手続きのもとで行われることを原則とすべきと考えています。
2. 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症への対応は、県民の皆様と協力して進めていくことが重要です。そのため、県としての一定の考え方、基本的な枠組みをお示しすることにより、県民の皆様は今後どのような対応がとられるかという予見可能性を持っていただくことで、共通の認識のもとで対策を進めていくことが可能となります。
3. 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）は、全国一律の法律であることから、地域の実情に沿った対応をとるための規定が十分に備わっていない場合があります。例えば、県外からの観光客が多い本県では、新型コロナウイルス感染症対策として、特措法によらない地域の実情を踏まえ、観光・宿泊施設に対して休業の検討の協力依頼を独自に行ってきました。こうした対策についても、他の休業要請等と同様に、その根拠をできるだけ明示的に規定しておくことが望ましいと考えます。

4. 残念なことに、今回の新型コロナウイルス感染症への対応においては、患者、事業者、医療関係者の皆様に対して、様々な差別的取扱いや誹謗中傷が見受けられました。感染症に協力して対応していかなければいけない中で、県民の皆様の絆が断ち切られてしまうことがないように、差別的取扱いを行ってはならないこと等についても定めることが必要だと考えています。

(2) この条例の及ぶ範囲と特措法との関係

新型コロナウイルス感染症に対しては、特措法に基づき、各種の対策を講ずることとなります。この点は、新型コロナウイルス感染症と特措法の対象となるその他の感染症（新型インフルエンザなど）は共通です。

したがって、この条例は、新型コロナウイルス感染症のほか新型インフルエンザなど将来起こりうる同様の感染症への対策についても対象としたうえで、県にとって必要となるこれら感染症への対策や手続きなどのうち特措法に定められていないものについて定めることとしました。

なお、条例第6条に規定する「協力の求め」については、後述するとおり今回の新型コロナウイルス感染症対策のみに限定して適用することとしており、特措法と条例の適用関係は下図のとおりとなります。

(条例第6条の規定の適用関係)

区 分	外出自粛	特措法に定める 施設使用停止 催物の停止	観光・ 宿泊施設への 休業検討※
特措法による 対策本部設置時	法 (要請)	法 (要請)	条例 (検討協力の求め)
条例による 対策本部設置時	条例 (協力の求め)	条例 (検討協力の求め)	条例 (検討協力の求め)

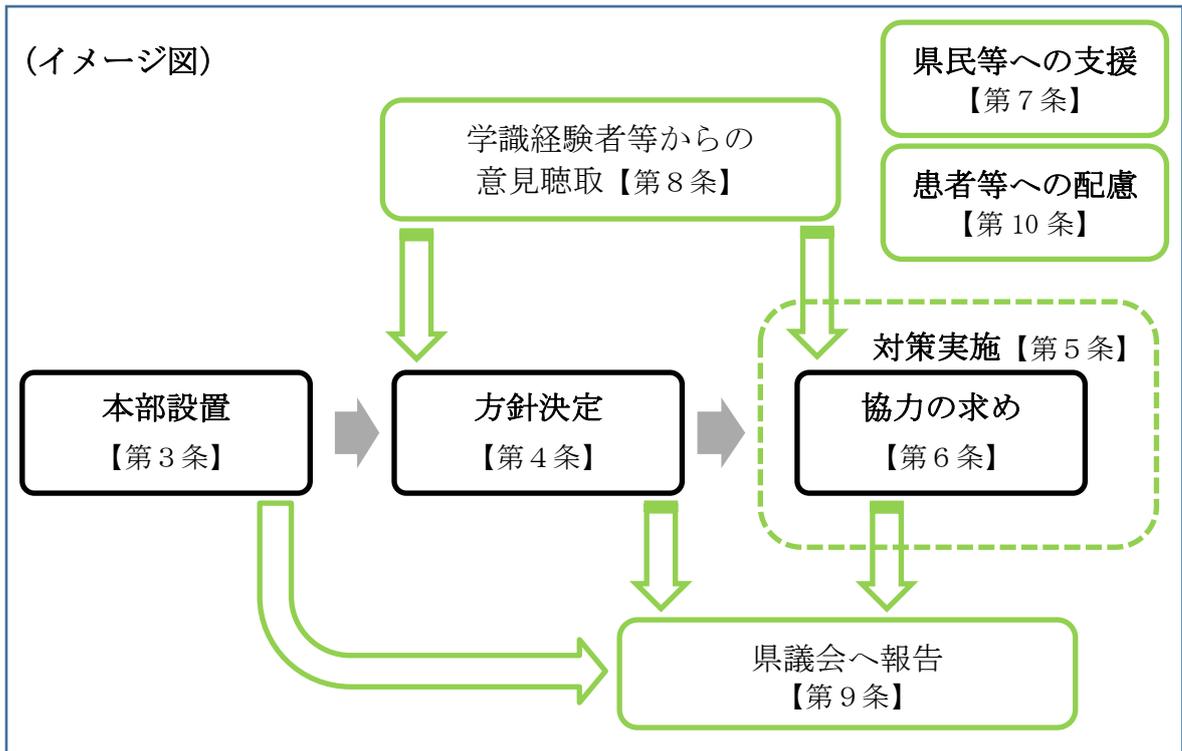
※「休業」とは、施設の使用制限や停止、催物の開催の制限や停止などとして、休業、時間短縮営業、入場制限等の措置を講ずることをいいます。(本運用ガイドラインにおいて同じ。)

2 条例による感染症対策の手続き

次のイメージ図に示した手続きにより感染症対策を講じます。

方針決定や対策実施の前には、必ず市町村長の代表者や学識経験者から意見聴取を行うことで、専門的な見地を踏まえた対策を可能とします。

また、本部を設置することとしたとき、方針を決定（変更）することとしたとき、対策を講ずることとしたときは速やかに県議会へ報告することとします。



(1) 条例による本部の設置【第3条】

特措法に規定する政府対策本部が設置されていない場合は、県は、特措法に基づく県対策本部を設置することも、特措法による対策を講ずることもできません。

県では、新型コロナウイルス感染症対策に当たり、令和2年1月29日に要綱による県対策本部を設置するとともに、同日に電話相談窓口を設置、同年2月25日に感染症への今後の対応方針を策定するなど、早めの対応を行ってきたところです。

この間、北海道が独自の緊急事態宣言を出し、外出自粛要請をした事例などもあり、今後とも政府対策本部が設置されていなくても、一定の対応が必要となる場合があると考えられます。

そのため、条例により対策本部を設置できることとしました。これにより、政府対策本部が設置される前や政府対策本部が廃止された後、県独自の理由

により感染症対策を継続する場合や県の区域において突発的に感染症がまん延する場合に、法令に基づいて県独自で対策本部を設置することが可能となります。

(2) 基本の方針【第4条】

基本の方針とは、感染症の発生の予防及びまん延の防止、医療提供体制の強化等の個別の感染防止策について整理したもので、県対策本部で定めます。

なお、この条例は基本的な枠組みを定めるものであり、個別の感染防止策はこの基本の方針に位置付けていきます。

これまで新型コロナウイルス感染症に関して策定してきた方針のうち基本の方針に該当するものは、

- ・ 「新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針」(R2. 2. 25 第4回長野県新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症・長野県の基本的対処方針」(R2. 3. 31 第2回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部決定)
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長野県における緊急事態措置等」(R2. 4. 17 第6回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部決定)
- 等になります。

(3) 学識経験者等からの意見聴取【第8条】

感染症対策に専門的な知見を反映させることを目的として、基本の方針の策定(変更)、特措法の規定による措置や第6条の規定による協力の求めを行う際には、

- ・ 市町村の長を代表する者(市長会会長及び町村会会長を想定)、
- ・ 新型コロナウイルス感染症等に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者(医療関係者、法律・経済関係者を想定)

から必ず意見を聴取することとしました。

(4) 県議会への報告【第9条】

感染症対策は、県民に及ぼす影響が幅広いことから、

- ・ 県対策本部を設置し、又は廃止することとした場合
- ・ 基本の方針を策定し、又は変更することとした場合
- ・ 要請等を行うこととした場合

は、速やかに県議会へ報告することとしています。

3 対策

(1) 感染症対策【第5条】

県では、新型コロナウイルス感染症等への対策として、①施策の実施の周知や感染防止策に係る情報提供、②医療提供体制の強化等、③感染防止のための県民の皆様への協力依頼を実施します。

新型コロナウイルス感染症については、次のように対応しています。

①については、基本の方針に基づく施策を周知し、感染防止策に係る情報提供を行うこととしています。

②については、医療提供体制の強化、検査及び調査に関する体制の充実、必要な物資又は資材の備蓄その他必要な対策を進めていきます。こうした取組により、確実かつ迅速に検査を実施するとともに、クラスター発生に対し、的確に対応できる体制を構築していきます。

③については、感染防止策を講ずるよう協力を求めることができることとしています。手洗い等基本的な感染症対策の徹底をお願いすることや新型コロナウイルスと共存のための行動変容（いわゆる「新しい生活様式」に沿った行動）の呼びかけなどを行います。

(2) 協力の求め（新型コロナウイルス感染症対策に限って実施します。）

【第6条】

この条例や特措法に基づく様々な協力の求めをいつ行うかについては、感染症の性質（感染力や致死率など）や医療提供体制の状況等を勘案して、最善の内容を最善のタイミングで行うことが重要と考えています。

感染症の性質は、必ずしも一様ではなく、全ての感染症に同じ対策を取ることが適当ではない場合も考えられるため、条例第6条は新型コロナウイルス感染症対策のみに限定して適用することとしています。

新型コロナウイルス感染症に関しては、専門家懇談会の意見も聴取した上で、「感染警戒レベル」を長野県独自に設定しています（11ページの（参考）を参照）が、少なくとも「レベル5」（非常事態宣言発令時）に達するなど、感染が顕著に拡大しており、不要不急の外出や多数の者が利用する施設の利用を極力少なくする必要がある場合を想定しており、それ以外の場合に外出自粛や施設の使用停止等の検討の協力の求めを行うことは想定していません。

① 条例第6条第1項による「検討の協力の求め」を行う考え方

～ どんな時、誰に求めるのか ～ 【第6条第1項】

概ね、次の条件を満たすとき休業等の検討の協力を求めることがあります。

どんな時

- ・ 県内の感染警戒レベルが少なくとも「レベル5」（非常事態宣言発令時）に達するなど、感染が顕著に拡大しており、人の移動を極力少なくする必要があるとき
又は
- ・ 多くの都道府県に対して特措法に基づく緊急事態宣言又は都道府県独自の緊急事態宣言等が発令されるなど、広範な地域でまん延が進んでおり本県との人の往来を極力少なくする必要があるとき

誰に

- ・ 観光・宿泊施設など人の往来を誘発させる施設を管理する者

感染拡大初期の本県における主要な対策は、県外との人の往来をどう抑制するかにかかっています。そのため、県内の状況だけではなく、県外の状況についても評価分析し、時期と対象者を慎重に見極めることが必要であると考えています。

対策実施の時期については、全国に緊急事態宣言が発令され、各都道府県において県境をまたいだ往来の自粛が呼びかけられている場合（第1波の観光・宿泊事業者に対する休業の検討の協力依頼と基本的に同様の場合）が典型です。それ以外の場合としては、本県との人の往来が比較的盛んな南関東の1都3県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）及び隣接の県（愛知県、岐阜県、富山県、新潟県、群馬県、山梨県、静岡県、埼玉県（再掲））の多くの地域において特措法に基づく緊急事態宣言又は都道府県独自の緊急事態宣言等が発令されるなど、顕著な感染の拡大が認められるような場合などが考えられます。

もとより、こうした場合に至るまでの間も、県としての観光キャンペーンの中止や、予約延期を宿泊施設等が行う際の支援、感染拡大地域からの誘客中止の事業者へのお願い、県外との往来自粛（特措法第24条第9項、条例第6条第2項第1号）などにより、観光目的の往来抑制について段階的に取り組むこととします。

② 特措法及び条例第6条第2項に基づく要請等を行う考え方

～ どんな時、誰に求めるのか ～ 【第6条第2項】

概ね、次の条件を満たすとき外出自粛や休業等の検討の協力を求めることがあります。

どんな時

政府対策本部が設置されていない場合（※）であって、県内の感染警戒レベルが少なくとも「レベル5」（非常事態宣言発令時）に達するなど、感染が顕著に拡大しており、不要不急の外出や多数の者が利用する施設の利用を極力少なくする必要があるとき

（※ 政府対策本部が設置されているときは、特措法の措置に基づき対応します。）

誰に

- ・ （外出自粛の協力） 県民・来県者
- ・ （休業等の検討の協力） 特措法第45条第2項により休業要請を行うことができる者

条例第6条第2項第2号の協力の求めについては、特措法第45条第2項により休業要請を行うことができる者に対して行うものです。

特措法第5条や条例第6条第3項により要請等は必要最小限のものとするのが求められていることから、こうした状況に該当する地域における要請等を行うにあたっては、市町村単位等で区域を限定することなども含め、学識経験者等の意見を聴取し、時期及び対象となる区域、業種等を慎重に検討します。

③ 条例第6条第1項の「人の往来を誘発させる施設」とは

第1波における県独自の休業の検討の協力依頼の対象施設は、以下のとおりであり、今後の協力の求めに当たっては、こうした施設を参考として必要最小限のものとなるよう検討します。

◇ 観光・宿泊施設等（主として観光客を対象とする施設）

- (a) ホテル・旅館（不要不急の旅行観光による感染拡大を防ぐため、人の往来を最小限にするよう主として観光目的の観光・宿泊施設を対象としました。ビジネス利用については、適切な感染防止策を徹底するよう要請した上で営業できることとしました。）
- (b) 簡易宿所（山小屋を含む。）、民泊施設
- (c) テーマパーク
- (d) 遊園地
- (e) ゴルフ場
- (f) 体験施設（陶芸、ガラス工芸、キャンプ場など）
- (g) 日帰り温泉施設

◇ 集会・展示施設

（主として観光客を対象とする施設、延床面積1,000㎡以下を含む。）

- (a) 文化ホール（文化会館）
- (b) 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園

(参考) 「感染警戒レベル」とは

県として独自に定めた発生段階の区分(感染警戒レベル)であり、県内の感染状況を見定めるため、「圏域の感染警戒レベル」と「全県の感染警戒レベル」の基準により、専門家の意見を聴き感染状況を総合的に勘案し定めるものです。

【感染警戒レベル】

レベル	アラート	状態
1	平常時	感染者の発生が落ち着いている状態
2	注意報	感染が確認されており、注意が必要な状態
3	警報	感染拡大に警戒が必要な状態
4	特別警報	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態
5	非常事態宣言 (県独自)	感染が顕著に拡大している状態
6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態

- 圏域ごとの感染警戒レベルは、要件①「直近1週間の圏域ごとの新規感染者数」、要件②「感染リスクの高い事例など発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断(濃厚接触者の不特定の事例、クラスター、多数の感染経路が不明の事例)」が基準を満たす場合にレベルの引上げを行うことを原則とし、要件②による総合的な判断を重視して行います。
- 全県の感染警戒レベルは、要件①「直近1週間の新規感染者数」、要件②「モニタリング指標の状況(入院者/受入可能病床数の割合、重症者/受入可能病床数の割合、人口10万人当たりの療養者数、PCR検査の陽性率等)」、要件③「発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断」が基準をいずれも満たす場合にレベルの引上げを行うこととします。

ただし、感染警戒レベル引上げの基準を満たした場合でも感染者数が一部の圏域に偏っているなど各圏域の状況等から、すべての圏域の引上げが必要でないと考えられる場合は、一部の圏域のみ引上げとします。
- 当県を対象とする緊急事態宣言が発出された場合、レベル6とします。

【レベルの引上げの目安となる基準】

【表 1：圏域の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	要件 1 直近 1 週間の新規感染者数	要件 2 感染リスクの高い事例など発生例の分析 による感染拡大リスクの総合的判断※ 1
1	—	—
2	人口 10 万人当たり 2.0 人以上 〔人口 10 万人以下の圏域に おいては感染者 4 人以上〕	①濃厚接触者が不特定の事例、②クラスター、③多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、さらに上位のレベルに向けて感染が増加していくおそれがあると認められる
3	人口 10 万人当たり 5.0 人以上 〔人口 10 万人以下の圏域に おいては感染者 8 人以上〕	
4	人口 10 万人当たり 10.0 人以上 〔人口 10 万人以下の圏域に おいては感染者 16 人以上〕	
5	人口 10 万人当たり 概ね 20.0 人以上※ 2 〔人口 10 万人以下の圏域に おいては感染者概ね 31 人以上〕	
6	(緊急事態宣言)	

※ 1 濃厚接触者が不特定又はクラスターの発生事例には、これに準ずると認められる事例を含めることができるものとする。

(例)・濃厚接触者は特定できたが、数十名に達するなど多数に及んでいる場合
・店舗・施設等での関係者のうち感染者が 5 名以上いるものの、感染場所の特定ができていない場合 等

※ 2 人口 10 万人当たり 20.0 人（感染者 31 人）を目安とするが、医療提供体制に対する支障がどの程度生じているかを勘案して、この基準に捉われず必要な時期にレベルの引上げを行う。

【表 2：全県の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	要件 1 直近 1 週間の新規感染者数	要件 2 モニタリング指標の状況※ 1	要件 3 発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断
1	—	—	—
2	人口 10 万人当たり 1.0 人以上	2 週連続で上昇するなど悪化	さらに感染が増加していくおそれがあると認められる
3	人口 10 万人当たり 2.5 人以上	同上	同上
4	人口 10 万人当たり 5.0 人以上	同上	同上
5	人口 10 万人当たり 概ね 10.0 人以上※ 2	入院者/受入可能病床数の割合及び重症者/受入可能病床数の割合=25% その他の多くの指標が国のステージⅢの指標に該当※ 3	さらに感染が拡大すれば、病床ひっ迫により適切な医療が提供できなくなるおそれが迫っていると認められる
6	(緊急事態宣言)		

- ※ 1 新規感染者数のほか、入院者/受入可能病床数の割合、重症者/受入可能病床数の割合、人口 10 万人当たりの療養者数、PCR 検査陽性率、直近 1 週間の感染経路不明者の割合
- ※ 2 人口 10 万人当たり 10.0 人を目安とするが、医療提供体制に対する支障がどの程度生じているかを勘案して、この基準に捉われず必要な時期にレベルの引上げを行う。
- ※ 3 レベル 5 は入院者/受入可能病床数の割合及び重症者/受入可能病床数の割合を重要指標として判断する
その他の指標は、人口 10 万人当たりの療養者数=15 人、PCR 検査陽性率=10%、直近 1 週間の感染経路不明者の割合=50%とする

詳細は、以下長野県公式ホームページをご確認ください。
 (長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル)
<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-sengen.html>

4 県民の皆様への支援【第7条】

感染症対策は、県民の皆様へ大きな影響を与えるものです。

そのため、県として、感染症により生活又は経済活動に影響を受ける県民及び事業者の皆様に対し、必要な措置を講ずることを明記しました。

支援の内容は、相談体制の充実や経済的な支援など幅広いものです。

今後、協力の求め（第6条）を行うに当たっては、その時々に応じた適切な措置を検討し、できる限りの支援に努めてまいります。

これまで、以下のような支援に取り組んでまいりました。

◇ 事業者の皆様向けの支援

- ・ 県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金の支給
- ・ 飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金の支給
- ・ コロナ特別対応型持続化支援事業（国持続化補助金を拡充）の実施
- ・ 地域支え合い観光緊急事業（観光振興地域協働事業）支援金の支給
- ・ 県税の徴収猶予、申告期限の延長 等

◇ 個人の方向けの支援

- 休業・失業で生活資金に不安のある皆様への資金の貸付や支給
 - [主に休業された方] 緊急小口資金の貸付（特例貸付）
 - [主に失業された方] 総合支援資金の貸付（特例貸付）
- お住まい・家賃でお悩みの皆様への支援
 - [家賃を支給] 住居確保給付金の支給
 - [入居保証支援] 賃貸住宅の入居保証の支援
- お仕事をお探しの皆様向けの支援
 - 就職困難者のための就職サポート

※ 詳細は、以下長野県公式ホームページをご確認ください。

（事業者の皆様向け支援情報）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-support1.html>

（個人の方向け支援情報）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-support2.html>

5 互いに配慮し支え合う長野県へ【第10条】

非常に残念なことではありますが、新型コロナウイルス感染症に関連して、他者への敬意や思いやりを欠いた行動が全国各地で見受けられました。

＜具体例＞

- ・ 医療関係者に対する子どもの保育所登園拒否、タクシー乗車拒否
- ・ 海外からの帰国者に対する施設の利用禁止
- ・ 県外ナンバーの車に対する投石、幅寄せなどの嫌がらせ
- ・ 県外ナンバーの車の利用者に対する誹謗中傷
- ・ 感染者や家族を特定したインターネット上での匿名による誹謗中傷

不当な差別的取扱いや誹謗中傷は、未知のウイルスに対して恐怖や不安があり、それらから自分を守ろうという本能的な思いから発生します。

その結果、誹謗中傷などを受けたくないという気持ちから、感染症に感染している可能性があっても受診を控えたり、最前線でウイルスと闘っている医療関係者のモチベーションを下げたりと、感染症対策を進めていく上で支障が生ずる行動につながる恐れもあります。

このため、こうしたことについて、県民の皆様は改めて認識していただいた上で、一人ひとりが正確な情報に基づいて冷静に行動していただく必要があります。

県では、正確な情報の発信はもとより、著名人やスポーツ選手の協力も得ながら、様々な媒体を活用して人権尊重についての不断の啓発を行い、お互いに配慮し支え合い、県民が一丸となって感染症対策を進めていくことができるよう取り組んでまいります。

6 条例の見直し【附則第4項】

新型コロナウイルス感染症について、特措法により対策を行うことができる期間は限定されています（特措法附則第1条の2第1項）。

現時点では、新型コロナウイルス感染症の治療薬やワクチンは開発されていませんが、開発された際には必要な対策が変更される可能性があります。

一方で、新型コロナウイルス感染症の病原体の変異や新たな新型インフルエンザ等のまん延が起こる可能性も否定できません。

こうしたことから、この条例に基づく感染症対策のあり方については状況に応じた見直しの必要性が見込まれるため、施行後2年以内を目途として見直すこととしています。

終わりに

感染症対策は、県民一丸となって取り組むことにより、大きな対策効果が得られる一方で、県民生活に極めて大きな影響を与えてしまいます。

そのため、条例という形で、県として、どのような権限に基づき、どのような時、どういう措置を行うのかという基本的な枠組みをあらかじめお示しました。

今後とも、県民の皆様の命と健康を守るために、しっかりと対策を進めていくとともに、対策により影響を受ける皆様に寄り添った支援に努めてまいります。

県民の皆様の引き続きのご協力をお願いします。

県議会の審議の中で議論された事項

～ 条例制定の狙いは ～



この条例は、新型コロナウイルス感染症の第2波や将来発生し得る同様の感染症への対応を定めるものということですが、この条例を制定しようとする狙いは何ですか。

この条例は、これまで対策を実施する中で、見えてきた課題を踏まえ、特措法を補完する形で本県として必要な対応を行うためのものです。

また、県議会への御報告、あるいは、学識経験者等からの意見聴取なども含めて、条例として手続きを明確化し、県民の皆様と認識を共有した上で、今後の確な対応を図っていくため、基本的な枠組みを定めようというものです。

新型コロナウイルス感染症は、まだまだ対策を講じていかなければいけない状況です。

引き続き、医療検査体制の強化・充実をはじめとする、様々な対策をしっかりと講じていくことにより、感染症対策を着実に推進し、県民の皆様の命と健康を守るため全力で取り組んでまいります。



～ これまでの対策の効果は ～



これまでに県が取り組んだ対策の効果について検証しないのでしょうか。特に法令に基づかない措置として実施してきた対策の検証は行われたのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症については、依然として判明していないことも多くあります。これまでの対策の振り返りを行い、詳細な検証をしていくことが必要です。

しかし、第2波が全く予見できない中、できるだけ早く対応するための体制を備えておくことが必要です。

また、地域の実情に応じた対応などについて、特措法では必ずしも十分とはいえない面もあり、基本的な考え方や手続きについて条例により定め、これまでの対応で課題として捉えていることについて対処する必要があります。



《これまでの対応の振り返りから》

① 早期の対策による効果

特措法では、政府対策本部が設置されるまでは具体的な対策が取れません。北海道では、政府対策本部が設置される1か月前に独自の外出自粛要請を行い、これにより一時的にまん延が収束され、一定の効果があったと考えています。

② 地域の実情に応じた対策による効果

本県では、人の往来を制限、抑制していくという観点で、特措法で使用制限の対象とならない観光・宿泊施設に対する休業の検討の協力依頼を行い、その結果、5月の大型連休中の入込客を非常に少なく抑えることができました。

また、県からの協力依頼によって、宿泊施設の経営者からは、既に入っていて断りづらい予約を、断ることもできたとの声も伺っています。

～ 強制的に休業させることはあるのか ～



条例に基づき休業要請を行った場合、それに応じない事業者に対して、強制的に休業させることはあるのですか。

条例における様々な対策の基本は協力です。

県民、事業者の皆様のご理解と協力のもとで感染症対策を進めることが大変重要です。

「協力の求め」は、行政処分ではなく、協力に応じないことで不利益はなく、また、罰則もありません。従って、行政が強制的に休業させるようなことはありません。

第1波では、観光・宿泊施設に対して法に基づかない任意の休業の検討の協力依頼を行いました。積極的かつ自主的に、多くの施設にご協力をいただきました。

他方で「協力の求め」という強制力を伴わないものであっても、社会全体に大きな影響を及ぼす可能性が高いことから、条例に基づく措置として行うことが法治主義の観点から適当であると考えています。

なお、日本社会においては「同調圧力」が働きやすいともいわれていることから、検討の協力は任意であり、休業を行うか否かは事業者の主体的な判断にゆだねられていることを十分周知してまいります。

また、いわゆる「自粛警察」といわれるような行動は厳に慎んでいただくことが重要であり、営業している事業者等に対して、第10条により誹謗中傷を行わないよう求めているところです。



～ 支援を示した理由は ～



条例では感染症の影響を受けた県民や事業者に対し、経済的な支援を講ずるとしていますが、支援の程度は示さずに、支援の原則のみを示しているのは何故ですか。

感染症への対応は、県民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼしうるものであることから、条例では、支援規定をあえて置いています。

条例第7条で「必要な措置を講ずるものとする」と規定していますが、これは行政に対して一定の義務付けをするものです。

支援の内容は、相談体制の充実や経済的な支援など、県が行う支援全体を指します。経済的な支援には直接的な現金給付のほか、各種キャンペーンや資金繰り支援など、生活支援や経済活性化に資する幅広い措置を含んでいます。

条例に支援の程度を示していないのは、その時々に応じた適切な支援の方法等の検討を必要とするためでありますが、できる限りの支援に努めてまいります。



～ 互いの立場が尊重される長野県に向けて ～



差別や偏見を根絶するために、県民の皆様とともに考える必要があると考えます。県の役割や今後の取組への思いをお聞かせください。

県の役割は、関係機関と連携して、正確な情報提供や教育、啓発を進めていくことです。

また一方で、県民の皆様がいたずらに不安を抱くことがないように、安心、安全を感じていただける政策を進めていくことも重要です。

人は一人では生きられない存在です。必ず誰かと支え合い、協力し合って社会生活を営んでいます。人権が尊重され、お互いの立場が尊重され、不当な差別のない社会を目指して取り組んでまいります。



○長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）

（目的）

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症等の発生の予防及びまん延の防止に関する施策の基本となる事項、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための措置等について定めることにより、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）と相まって、新型コロナウイルス感染症等の発生の予防及びまん延の防止を図り、もって県民の生命及び健康を保護し、並びに県、県民、事業者等が協力して安全で安心な県民生活を維持することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「新型コロナウイルス感染症」とは、法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

2 この条例において「新型コロナウイルス感染症等」とは、新型コロナウイルス感染症及び法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。

（条例対策本部の設置等）

第3条 知事は、県の区域において新型コロナウイルス感染症等のまん延のおそれがあると認めるときは、新型コロナウイルス感染症等に関する対策本部（以下「条例対策本部」という。）を設置するものとする。ただし、法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されているときは、この限りでない。

2 条例対策本部の長は、知事をもって充てる。

3 条例対策本部は、新型コロナウイルス感染症等に対する対策に関し、県が実施する施策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

4 知事は、法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたとき又は新型コロナウイルス感染症等のまん延のおそれがないと認められたときは、条例対策本部を廃止するものとする。

5 この条に定めるもののほか、条例対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

（基本の方針の策定）

第4条 県対策本部（条例対策本部又は法第22条第1項に規定する都道府県対

策本部をいう。以下同じ。)は、新型コロナウイルス感染症等に対する対策を実施するに当たり、新型コロナウイルス感染症等の発生の予防及びまん延の防止、医療提供体制の強化等に係る基本の方針(以下「基本の方針」という。)を定めるものとする。

(感染症等に対する対策の実施等)

第5条 県は、県民、県の区域に滞在する者及び事業者(以下この条及び第10条において「県民等」という。)に対し、基本の方針に基づく新型コロナウイルス感染症等の発生の予防及びまん延の防止に関する施策の実施について周知し、県民等が自ら感染を防止するための対策を適切に講ずることができるよう必要な情報提供に努めるものとする。

2 県は、県民が安全で安心な生活を維持できるよう、新型コロナウイルス感染症等に関し、医療提供体制の強化、検査及び調査に関する体制の充実、必要な物資又は資材の備蓄その他必要な対策を実施するものとする。

3 県対策本部の長は、県民等に対し、新型コロナウイルス感染症等の感染を防止するための対策を適切に講ずるよう協力を求めることができる。

(まん延を防止するための協力の求め等)

第6条 県対策本部の長は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型コロナウイルス感染症の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況並びに医療提供体制の状況を考慮して県対策本部の長が定める期間及び区域において、新型コロナウイルス感染症がまん延していると認められる地域との人の往来を誘発させる施設のうち基本の方針で定めるものを管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他基本の方針で定める措置を講ずることを検討するよう協力を求めることができる。

2 条例対策本部の長は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型コロナウイルス感染症の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況並びに医療提供体制の状況を考慮して条例対策本部の長が定める期間及び区域において、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める協力を求めることができる。

(1) 県民及び県の区域に滞在する者 生活の維持に必要な場合を除きこれら

の者の居宅又はこれに相当する場所から不要不急の外出をしないことその他の新型コロナウイルス感染症のまん延の防止に必要な協力を行うこと。

- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下この号及び附則第3項において「政令」という。）第11条第1項（第14号を除く。）に規定する多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者 当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令第12条各号（第6号を除く。）に掲げる措置のうち基本的方針で定めるものを講ずることを検討するよう協力すること。

- 3 前2項の規定による協力の求めは、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要最小限のものでなければならない。

（県民及び事業者に対する措置）

第7条 県は、新型コロナウイルス感染症等により生活又は経済活動に影響を受ける県民及び事業者に対し、相談体制の充実、経済的な支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（基本的方針等についての意見の聴取）

第8条 県対策本部の長は、次に掲げる場合は、あらかじめ、市町村の長を代表する者及び新型コロナウイルス感染症等に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

- (1) 基本的方針を策定し、又は変更する場合
- (2) 法第24条第9項に規定する要請若しくは法第45条第1項若しくは第2項の規定による要請若しくは同条第3項の規定による指示又は第6条第1項若しくは第2項の規定による協力の求め（次条第3号において「要請等」という。）を行う場合

（県対策本部の設置等の報告）

第9条 知事は、次に掲げる場合は、速やかに、その旨を議会に報告しなければならない。

- (1) 県対策本部を設置し、又は廃止することとした場合
- (2) 基本的方針を策定し、又は変更することとした場合
- (3) 要請等を行うこととした場合

（患者、医療関係者等への配慮）

第10条 県民等は、新型コロナウイルス感染症等の患者及びその家族、医療機関に勤務する者、県の区域に滞在する者、事業者をはじめ、何人に対しても、新型コロナウイルス感染症等にり患していること又はり患しているおそれがあること、新型コロナウイルス感染症等の感染を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱い又は^{ひぼう}誹謗中傷をしてはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に県対策本部が定めている新型コロナウイルス感染症の発生の予防及びまん延の防止、医療提供体制の強化等に係る方針等は、新型コロナウイルス感染症に関する第4条の規定により定められた基本の方針とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に県対策本部が行っている政令第11条第1項に規定する多数の者が利用する施設以外の施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する当該施設の使用の制限その他の措置を講ずることを検討することへの協力の依頼は、第6条第1項の規定により行われた協力の求めとみなす。

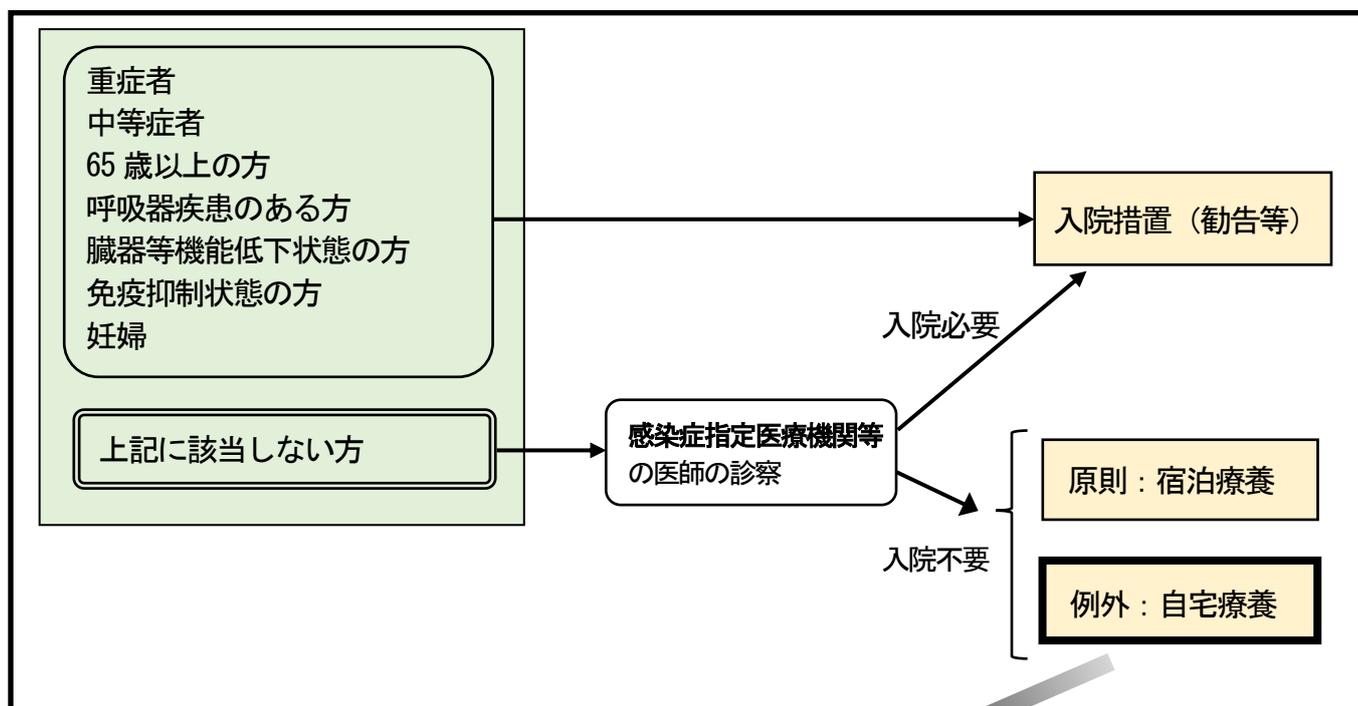
(検討)

- 4 県は、この条例の施行後2年以内を目途として、関係法令の改廃の状況、医学医療の進歩の推移、新型コロナウイルス感染症等の発生及びまん延の状況、新型コロナウイルス感染症等の病原体の変異等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養

令和2年11月24日
感染症対策課

〔自宅療養までのフロー〕



自宅療養

次に該当すると認められる方は、国の基準^{*}に基づき自宅療養が可能です。
自宅療養が可能かどうかは、保健所が個々の状況をお伺いして判断します。

- 1 独居で自立生活可能である方【同居家族等なし】
- 2 以下の点を総合的に勘案して、保健所長が自宅療養の対象者として認めた方【同居家族等あり】
 - (1) 同居家族等が重症化リスクのある者や医療介護従事者の場合、生活空間を完全に分けることができること
 - (2) 同居家族等が重症化リスクのある者や医療介護従事者でない場合、寝食、風呂、トイレの使用時などに適切な感染管理を行うことができること
 - (3) 同居家族等に喫煙者がいないこと
 - (4) 対象者が同居者の育児や介護を担っており、代わりに行う者がいない場合、同居者も含めた体調管理や体調不良時の対応を保健所や地域の福祉サービス等で調整可能であること

^{*}『「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&Aについて（その8）』（令和2年8月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の問12の「自宅療養の対象者」

小児の取扱いについて

小児の陽性者については、令和2年4月23日付けで公益社団法人日本小児科学会から示された「小児の新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制に関する見解」に基づいて、入院とするか自宅療養とするか等を主治医が判断することとなっています。

なお、入院については、新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部において「新型コロナウイルス感染症に係る県内小児医療体制方針」（令和2年4月30日）により取り扱うこととされています。

インフルエンザ流行に備えた診療・検査体制等について

令和2年11月24日
感染症対策課

1 体制の整備状況

新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行を想定した最大検査需要を約9,000件と想定し、これに対応できる体制の整備を進めてきた。

- 想定最大検査需要 9,000件■
- ・季節性インフルエンザが最大流行した場合の検査需要 約7,700件
 - ・新型コロナウイルス感染症が最大流行した場合の検査需要 約1,200件

10月26日、多くの医療機関及び医師会等の協力を得て、491の医療機関（病院82、診療所409）を、診療・検査医療機関に指定した。

- ・発熱患者の診察可能件数 約5,700件
- ・新型コロナウイルス感染症の検査可能数 約4,100件

2 今後の取組

(1) 目標達成に向けて引き続き取り組む

想定最大検査需要に対応できるように、引き続き、医師会等と連携して受診、検査件数の拡大に取り組む。

- ・より多くの医療機関に、診療・検査医療機関を引き受けていただく。
- ・指定済みの診療・検査医療機関に、流行時の対応時間増を依頼していく。
- ・指定は受けないが、かかりつけ患者を診療する医療機関での対応を図る。
- ・外来・検査センターの拡充・強化

(2) 季節性インフルエンザの流行を抑える

現時点では、今年は例年に比べて、季節性インフルエンザの流行が広がっていない状況であり、まずは、季節性インフルエンザの流行を抑えることが重要であることから、予防接種やマスクの着用、こまめな手洗いや手指消毒の励行など、予防策の徹底を呼び掛けていく。

3 発熱症状のある方の相談窓口の変更

かかりつけ医の相談による受診案内を中心とした体制をスタートします。

これまでは	・有症状者窓口（保健所）へ電話で相談
	
これからは (11/17～)	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医等地域で身近な医療機関へ電話で相談 ・かかりつけ医がない、土日祝日夜間等、相談先に困った場合の窓口として受診・相談センターを保健所に設置

新型コロナ対策 推進宣言の店

「新型コロナ対策推進宣言の店」マップ

特長

お近くの「新型コロナ対策推進宣言の店」が探せます！

▶ 探しやすい種類別マップ（全20種類）

【飲食店】 食堂・レストラン 喫茶店・カフェ 専門料理店 ファーストフード
居酒屋・酒類提供店 デリバリー・テイクアウト

【小売店】 菓子・パン 百貨店・スーパー・ホームセンター 衣料品・靴 食品・酒
薬局・ドラッグストア コンビニ 日用品・書籍 その他の小売店

【その他】 旅館・ホテル 理容・美容 金融・保険 スポーツ・娯楽施設 医療・福祉
その他

▶ お店の「感染予防対策」が確認できます！（※）

▶ “おすすめメニュー”などお店のPRができます！（※）

（※）「感染予防対策」及びお店のPRは店舗からの投稿があったもののみ表示



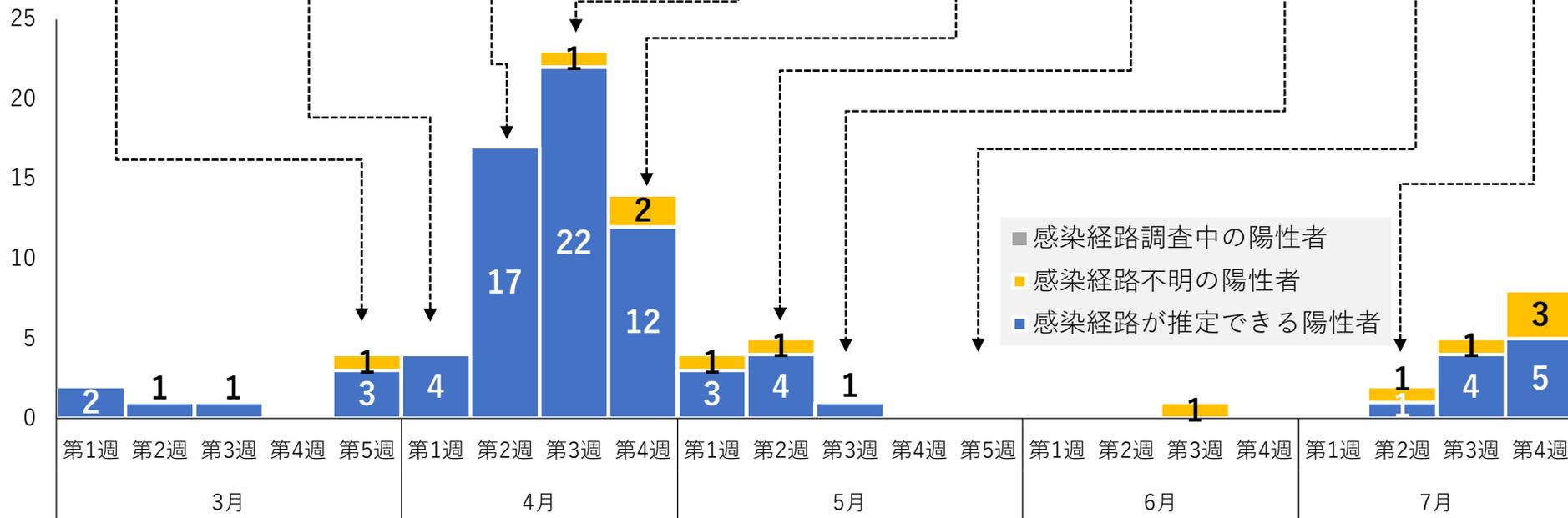
※ご利用はLINE公式アカウント「長野県-新型コロナ対策パーソナルサポート」から



長野県内陽性者発生動向



3/26		3/31		4/3	4/7		4/8		4/14			4/16		4/17		4/21		5/4		5/5		5/14		5/25		7/9	
県	国	県	県	県	国	県	県	国	県	国	県	国	県	国	国	国	国	国	国	国	県	国	国	国	国	県	県
県対策本部会議の設置		政府対策本部会議の設置		「基本的対処方針」策定	「発生段階の区分」決定	「緊急事態宣言」(7都府県)	「感染対策強化期間」(4月9日~4月22日)	長野・松本圏域に「新型コロナウイルス警戒宣言」	「緊急事態宣言」(全国に拡大)	「緊急事態措置」(外出の自粛、圏域をまたいだ移動自粛の要請)	「緊急事態措置(第2弾)」(施設の使用停止、食事提供施設についての営業時間の短縮)等要請	「緊急事態宣言」(延長を決定)	「緊急事態措置」(継続を決定)	「緊急事態宣言」解除(39県)	「緊急事態解除宣言」	長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例公布・施行											



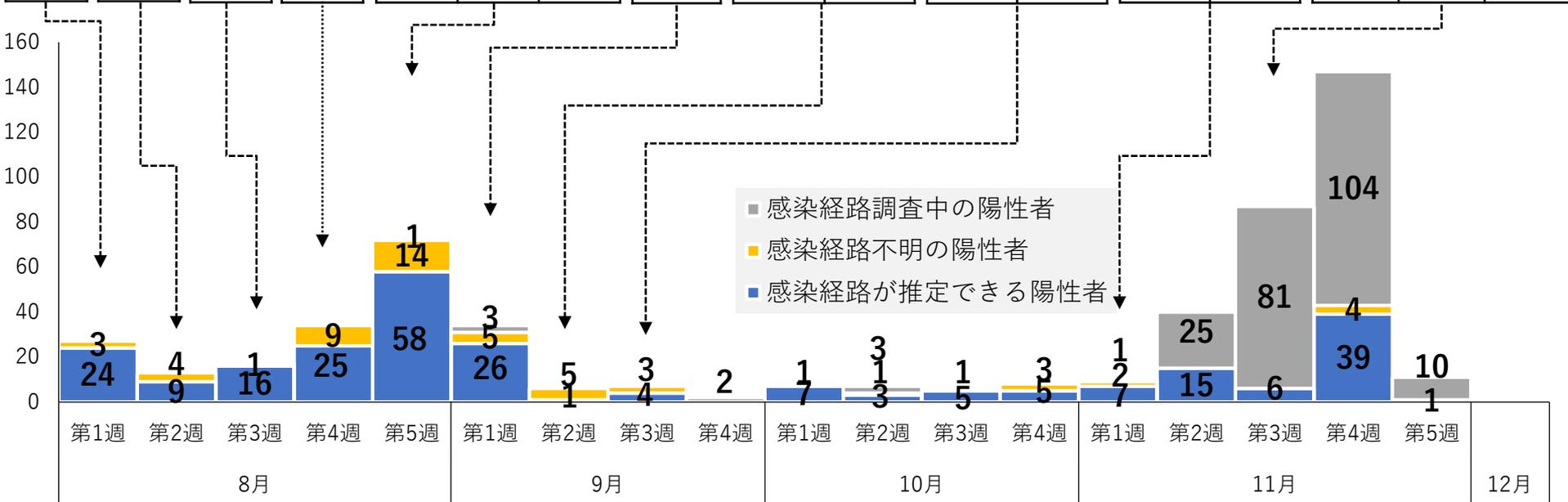
・各週月曜日始まり ・各月の1日を含む週を第1週とする

長野県内陽性者発生動向

11月24日 15時現在



7/29	8/4	8/12	8/19	8/25	8/28	8/29	9/1	9/10	9/12	9/14	9/16	11/4	11/8	11/9	11/12	11/14
県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県
全県の感染警戒レベルを2に引き上げ 「新型コロナウイルス注意報」を発令	佐久、上田及び北信圏域の感染警戒レベルを3に引き上げ 「新型コロナウイルス警戒」を発令	北アルプス圏域の感染警戒レベルを3に引き上げ 「新型コロナウイルス警戒」を発令	佐久及び北信圏域の感染警戒レベルを2に引き下げ	佐久及び長野圏域の感染警戒レベルを3に引き上げ 「新型コロナウイルス警戒」を発令	上田圏域の感染警戒レベルを4に引き上げ 「新型コロナウイルス特別警戒」を発出	北アルプス圏域の感染警戒レベルを2に引き下げ	諏訪圏域の感染警戒レベルを3に引き上げ 「新型コロナウイルス警戒」を発出	佐久及び長野圏域の感染警戒レベルを2に引き下げ	上田圏域の感染警戒レベルを3に引き下げ	上田圏域の感染警戒レベルを2に引き下げ	全県の感染警戒レベルを1に引き下げ	松本圏域の感染警戒レベルを2に引き上げ	長野圏域の感染警戒レベルを2に引き上げ	北信圏域の感染警戒レベルを2に引き上げ	長野及び北信圏域の感染警戒レベルを3に引き上げ	全県の感染警戒レベルを2に引き上げ 長野圏域の感染警戒レベルを4に引き上げ



・各週月曜日始まり ・各月の1日を含む週を第1週とする

長野県内陽性者発生状況

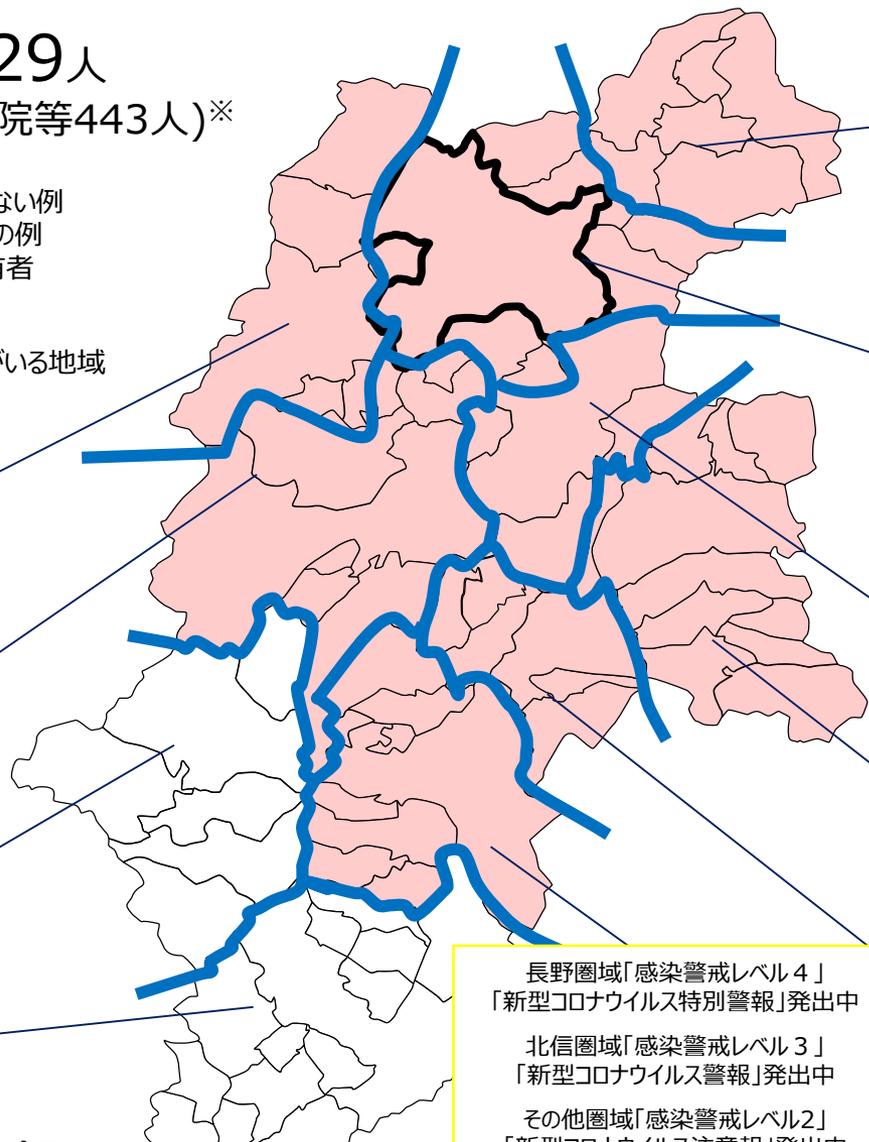
11月24日 15時現在



感染者総数**629人**
(うち入院等185人／退院等443人)*

- ★ 感染源が推定できない例
- ◆ 感染源など調査中の例
- 無症状病原体保有者
- ▲ 再入院

 入院中の方がいる地域



【大町保健所管内】

入院等 1	うち ◆1	退院等 12	うち ■2
----------	----------	-----------	----------

【松本保健所管内】

入院等 2	うち ◆2	退院等 43	うち ★8 ◆2 ■8
----------	----------	-----------	----------------------

【木曽保健所管内】

入院等 0	退院等 5	うち ◆1
----------	----------	----------

【飯田保健所管内】

入院等 0	退院等 7	うち ■1
----------	----------	----------

【北信保健所管内】

入院等 15	うち ★1 ◆14 ■2	退院等 32	うち ★3 ◆8 ■4
-----------	-----------------------	-----------	----------------------

【長野保健所管内】

入院等 21	うち ★1 ◆8 ■9	退院等 43	うち ★8 ◆12 ■4
-----------	----------------------	-----------	-----------------------

【長野市保健所管内】

入院等 109	うち ◆81 ■24	退院等 128	うち ★15 ◆64 ■20 ▲1
------------	------------------	------------	-------------------------------

【上田保健所管内】

入院等 5	うち ◆4	退院等 87	うち ★15 ■10
----------	----------	-----------	------------------

【佐久保健所管内】

入院等 13	うち ◆10 ■1	退院等 34	うち ★6 ◆3 ■2
-----------	-----------------	-----------	----------------------

【諏訪保健所管内】

入院等 3	うち ◆3	退院等 34	うち ★8 ◆1 ■4
----------	----------	-----------	----------------------

【伊那保健所管内】

入院等 18	うち ★2 ◆15 ■5	退院等 18	うち ★1 ◆2 ■1 ▲1
-----------	-----------------------	-----------	----------------------------

長野圏域「感染警戒レベル4」
「新型コロナウイルス特別警報」発出中
北信圏域「感染警戒レベル3」
「新型コロナウイルス警報」発出中
その他圏域「感染警戒レベル2」
「新型コロナウイルス注意報」発出中

*他県へ帰県した1例は入退院者数に含みません。
「入院等」とは入院中、宿泊療養中、自宅療養中入院予定、宿泊療養予定、調整中の方としています。「退院等」には亡くなられた方を含みます。

新型コロナウイルス感染症の状況

11月24日 15時現在

検査実施
人数
27,741人

陰性
27,112人

陽性者数
(累積)
629人

※うち100名は
無症状
病原体
保有者

入院等
186人

重症
0人

退院等
450人

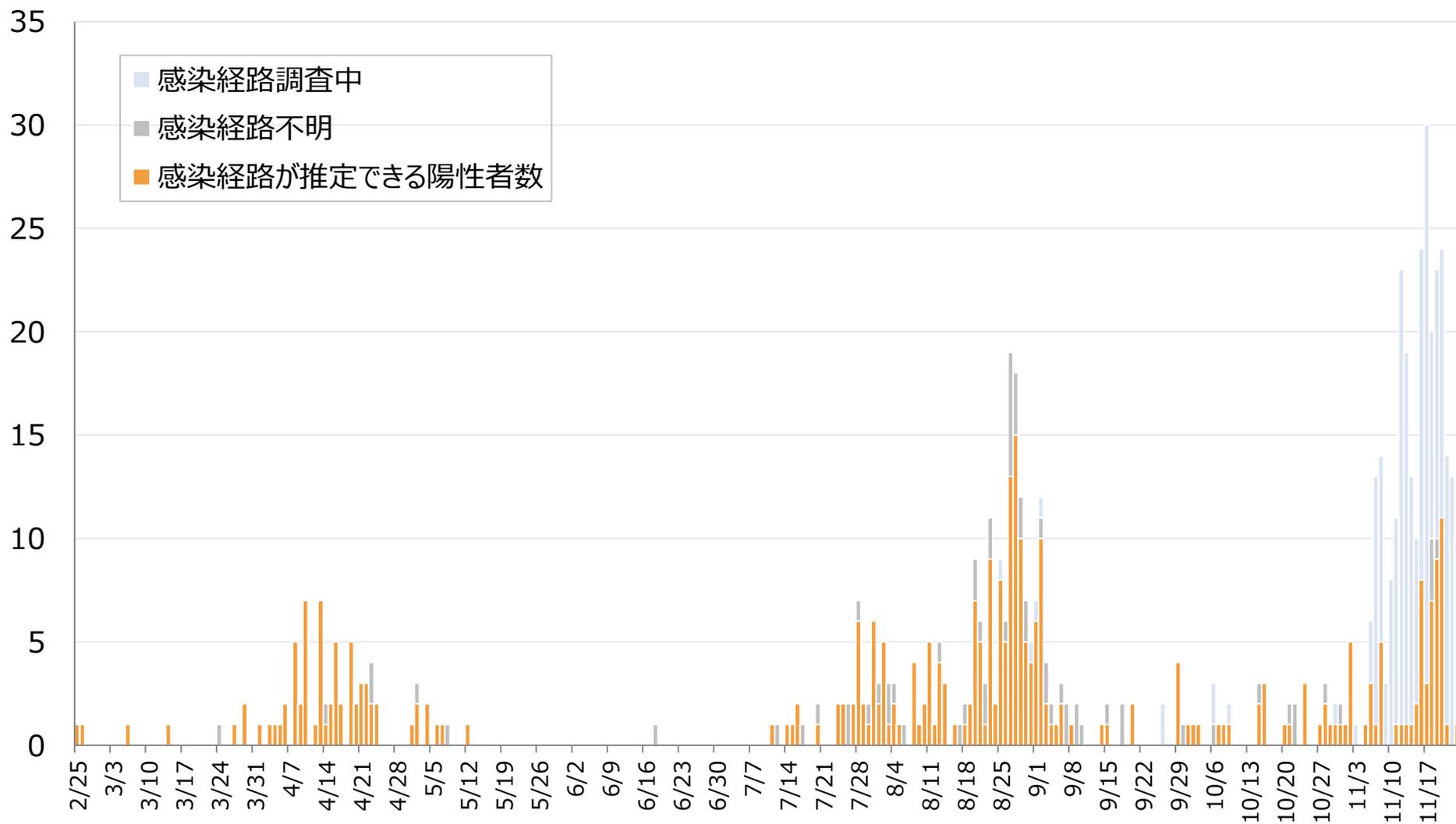
死亡
6人

- ・陰性確認のための検査を除きます。
- ・重症とはICUで治療している方または人工呼吸器もしくは体外式膜型人工肺（ECMO）を使用している方としています。
- ・入院等の内訳・・・入院中133名、宿泊療養中22名、自宅療養中21名、入院予定：4、調整中：6名
- ・入退院者数には、空港検疫所における陽性例(3例)、県外診断例(5例)を含みます。
- ・県内陽性例(113例目)は、他県へ帰県のため、入退院者数に含みません。
- ・クルーズ船からの患者受入・下船者を除きます。

陽性者数の推移（日別）

陽性者累計 **629**人

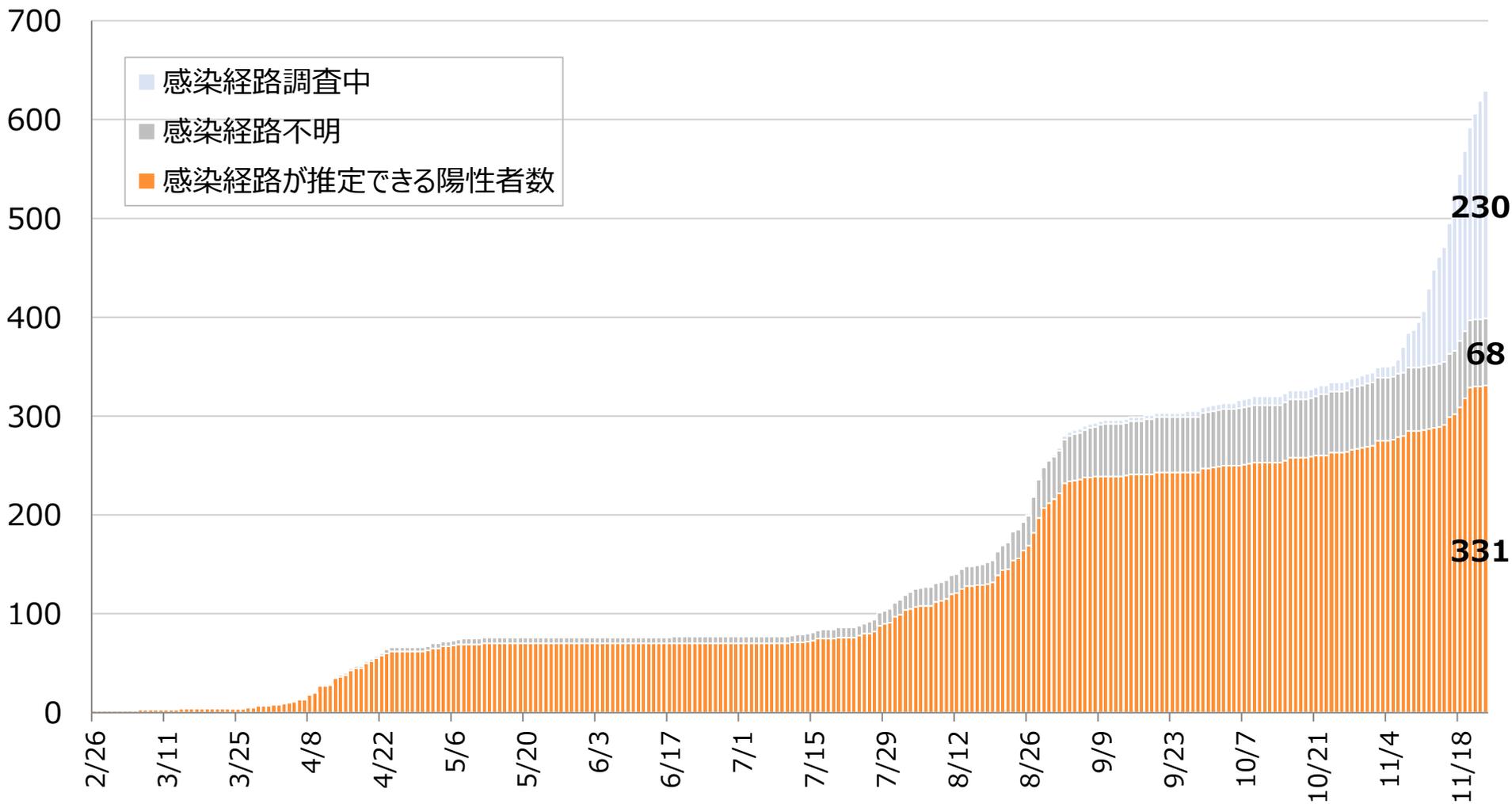
11月24日 15時現在



陽性者数の推移（累計）

陽性者累計 **629**人

11月24日 15時現在



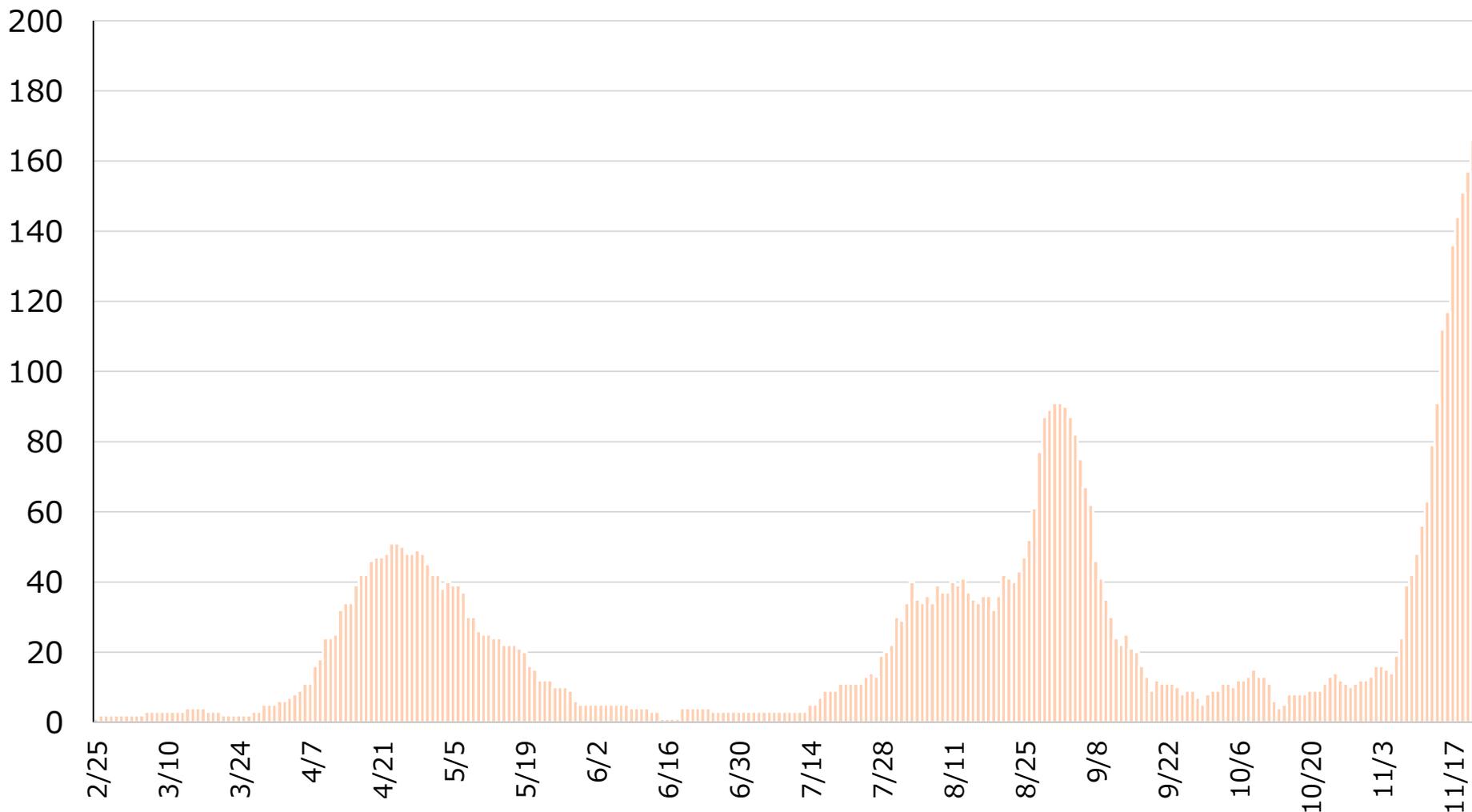
入退院者等の状況（累計）

入院等 **186**人 退院等 **450**人

(うち県外における陽性例：1人)
(うち空港検疫における陽性例：0人)

11月24日 15時現在

※空港検疫所における陽性例(3例)、県外診断例(5例)を含みます。
※入院等とは入院中、宿泊療養中、自宅療養中、
入院予定、宿泊療養予定、自宅療養予定、調整中の方としています。
※県内陽性例(113例目)は他県へ帰県のため、入退院者数に含みません。



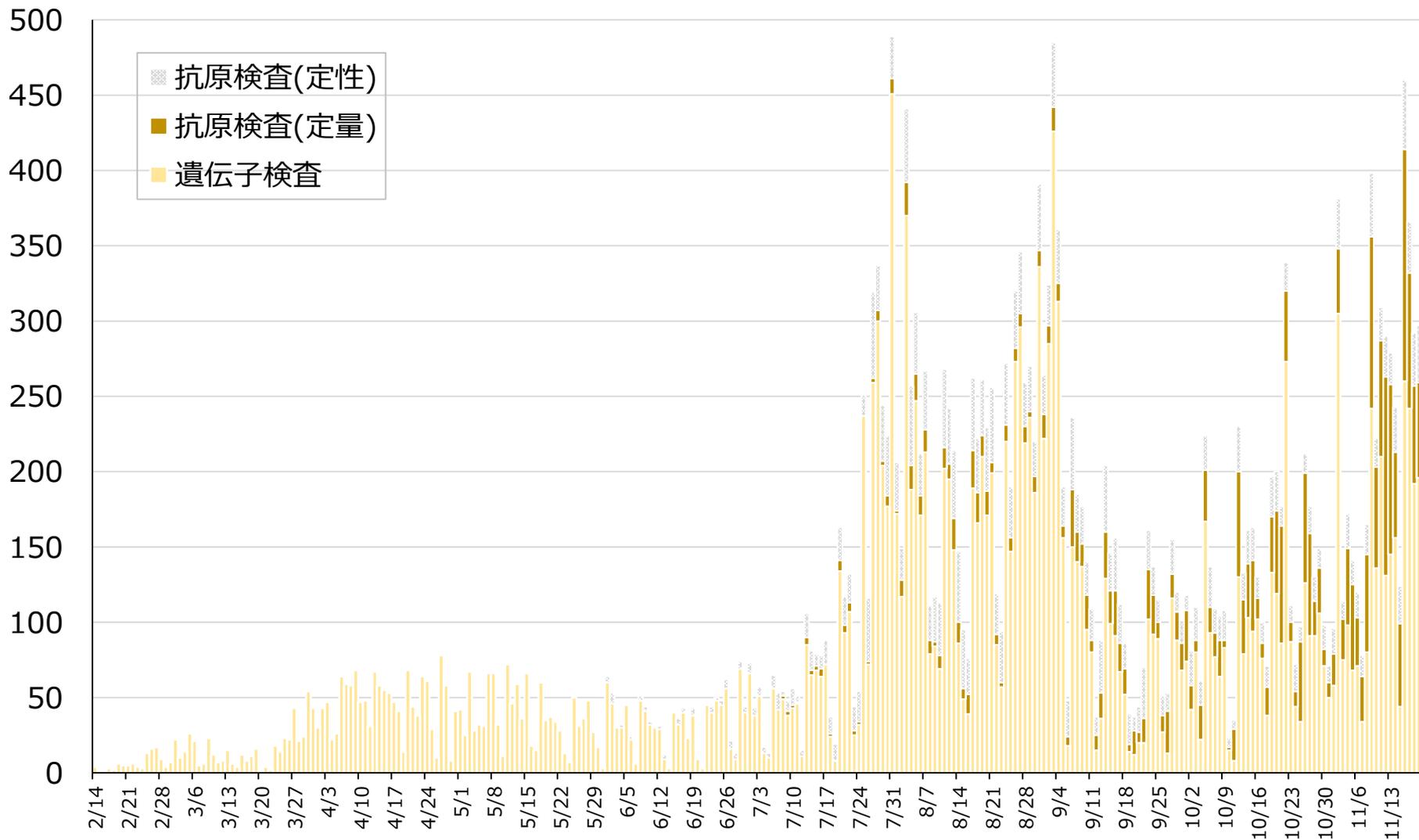
※グラフは、前日までの数値を反映しています。在院日数には、退院日を含みます。

検査実施数（日別）

※陰性確認のための検査を除きます。
※検査件数は暫定値であり、後日遡って修正する場合がございます。
※休日・祝日の検査件数は、翌開庁日に集計しています。

297人 累計 27,741人

11月19日現在 実績値（前日比：+5件）

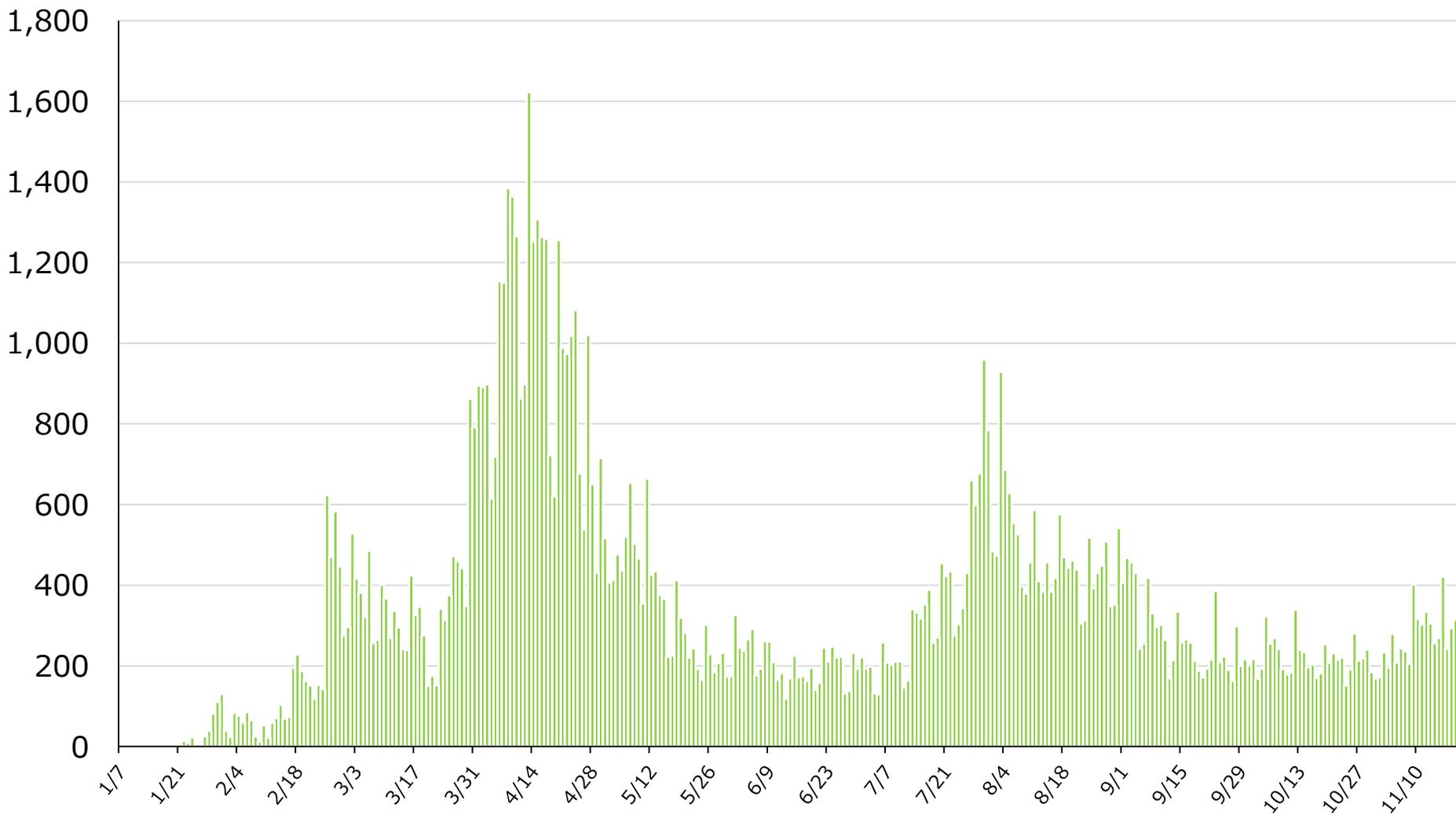


新型コロナウイルス感染症に関する相談状況（日別）

※休日・祝日の相談件数については、翌開庁日に集計しています。

314件 累計 108,648件

11月19日現在 実績値（前日比+21件）



新型コロナウイルス感染症 各都道府県感染状況モニタリング表

11月24日9時時点（前日までの人数を集計）

都道府県名	人口	11/17	11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23	直近1週間の新規感染者数	(前日比)	直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数	各都道府県の措置等の状況
北海道	5,244,153	197	233	267	304	234	245	206	1,686	+ 17	32.15	警戒ステージ3(感染者がさらに増加し、医療提供体制への負荷がより一層高まる段階) 【集中対策期間(11/7~11/27)における道からの主な要請】 ・札幌市内での飲酒を伴う場面などにおける感染リスクを回避する行動の徹底 ・22時から翌5時まで札幌市すすきの地区の酒類を提供する施設の利用を控える ・札幌市すすきの地区の酒類提供を行う飲食店等は営業時間等の短縮
青森県	1,233,585	1	0	0	0	0	0	1	2	+ 0	0.16	
岩手県	1,214,304	9	3	8	15	15	10	4	64	+ 2	5.27	
宮城県	2,294,793	32	19	15	14	16	9	16	121	+ 9	5.27	
秋田県	954,425	1	0	0	0	0	0	0	1	+ 0	0.10	
山形県	1,067,024	0	2	5	2	0	2	0	11	- 1	1.03	
福島県	1,828,397	3	12	5	8	8	2	2	40	- 1	2.18	
茨城県	2,856,788	55	39	28	40	66	47	32	307	+ 22	10.74	
栃木県	1,934,043	6	4	15	8	8	14	1	56	+ 0	2.89	
群馬県	1,928,931	3	10	20	22	17	12	8	92	+ 3	4.76	
埼玉県	7,347,078	88	126	108	96	173	115	90	796	+ 3	10.83	
千葉県	6,284,300	79	66	106	90	109	80	59	589	- 18	9.37	・会食は「新しい生活様式」を意識して実践 ・感染防止対策が徹底されていない施設の利用回避を要請 ・感染リスクの高い場所への外出自粛を要請
東京都	13,999,624	298	493	534	522	539	391	314	3,091	+ 134	22.07	感染警戒レベル4段階中4「感染が拡大していると思われる」 医療提供体制レベル4段階中3「体制強化が必要であると思われる」 ・ガイドラインを遵守しない店舗の利用を避ける ・長時間の飲食、大声、至近距離での会話を避ける ・感染予防、感染対策は万全に！
神奈川県	9,219,863	133	226	205	208	193	163	70	1,198	+ 9	12.99	神奈川警戒アラート発令「感染拡大注意」 ・3つの密を避けるなど感染対策の用心の徹底 ・感染防止対策がなされていない場所に行かないこと呼びかけ
新潟県	2,203,764	33	14	1	12	9	6	13	88	+ 13	3.99	
富山県	1,036,881	1	5	3	3	1	3	1	17	+ 0	1.63	
石川県	1,131,927	0	0	1	0	2	2	0	5	+ 0	0.44	
福井県	764,152	4	11	6	3	2	2	1	29	- 1	3.79	
山梨県	807,084	3	1	6	7	11	4	7	39	+ 2	4.83	
長野県	2,037,228	24	30	20	22	25	14	12	147	+ 2	7.21	
岐阜県	1,978,463	13	19	20	15	21	7	14	109	+ 0	5.50	
静岡県	3,623,611	15	87	61	59	60	44	47	373	+ 35	10.29	
愛知県	7,550,890	138	141	219	202	211	144	95	1,150	+ 32	15.22	
三重県	1,771,147	7	17	21	18	22	15	11	111	+ 10	6.26	
滋賀県	1,412,846	11	14	12	12	10	5	5	69	- 4	4.88	
京都府	2,573,371	49	39	14	26	35	24	14	201	+ 3	7.81	
大阪府	8,824,394	269	273	338	370	415	490	281	2,436	+ 208	27.60	大阪府新型コロナ警戒信号：黄信号 ・多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控える ・感染防止宣言ステッカーを導入していない、酒類の提供を行う飲食店等の利用自粛
兵庫県	5,446,299	107	103	132	131	153	139	77	842	+ 37	15.46	
奈良県	1,324,985	9	28	32	23	22	12	21	147	+ 10	11.09	
和歌山県	915,725	5	8	15	11	7	5	11	62	+ 4	6.77	
鳥取県	552,111	0	1	0	0	0	0	0	1	+ 0	0.18	
島根県	667,971	1	0	0	0	0	0	0	1	+ 0	0.14	
岡山県	1,884,616	7	24	15	13	27	13	10	109	+ 7	5.78	
広島県	2,799,355	2	14	4	7	8	9	12	56	+ 6	2.00	
山口県	1,327,425	12	6	18	23	17	9	4	89	+ 3	6.70	
徳島県	722,653	2	1	1	1	2	1	0	8	+ 0	1.10	
香川県	950,306	1	3	2	2	2	0	1	11	- 6	1.15	
愛媛県	1,329,285	8	6	10	12	20	23	26	105	+ 25	7.89	
高知県	699,522	0	0	0	0	2	0	2	4	+ 2	0.57	
福岡県	5,109,115	11	22	22	35	36	30	9	165	+ 1	3.22	
佐賀県	809,486	1	4	6	0	3	0	0	14	- 1	1.72	
長崎県	1,313,322	1	1	1	3	3	1	1	11	+ 1	0.83	
熊本県	1,737,660	14	7	5	8	12	6	3	55	+ 0	3.16	
大分県	1,126,741	11	10	7	12	1	10	4	55	+ 0	4.88	
宮崎県	1,064,681	1	10	3	11	14	14	5	58	+ 4	5.44	
鹿児島県	1,591,674	2	16	9	7	3	2	5	44	+ 4	2.76	
沖縄県	1,457,733	24	41	54	40	42	32	16	249	- 11	17.08	警戒レベル第3段階「感染流行期」継続中
計	125,953,731	1,691	2,189	2,374	2,417	2,576	2,156	1,511	14,914		11.84	

・「直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数」 5.0~ 15.0~

都道府県名 で着色した都道府県については、訪問を控えることを検討いただき、訪問する場合は慎重な行動を呼びかけています。

都道府県名 で着色した都道府県については、感染防止対策を徹底した上で、慎重な行動を呼びかけています

※人口は各都道府県発表の人口推計による(8/1時点での最新のもの)。北海道は発表がないので住民基本台帳人口より。

※各都道府県の新規感染者数は長野県の独自調査による。

※直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が15.0又は5.0を1週間連続して下回った場合、呼びかけを変更します。

新型コロナウイルス感染症に係る県内産業の状況

産業労働部

1 経営相談等(国、県、経済団体等 47箇所)

○長野県『経営・雇用に関する相談窓口(R2.1.30～)』県及び地域振興局に11箇所

932件(R2. 10. 30現在)

【内容別】	【業種別(多い順)】
・金融関係:336件	・飲食業:104件
・雇用関係:46件	・宿泊業:38件
・その他 :550件	・製造業:22件

※「よろず支援拠点」相談窓口を県内5箇所に拡充(R2.4.24)

○長野県信用保証協会『経営相談窓口』

37,558件(R2. 10. 30現在)

【備考】
業種、エリアを問わず相談件数は増加している。特に、建築業の相談が増加傾向。

2 労働相談

○長野労働局『特別労働相談窓口』県内労働基準監督署等:県下21箇所に設置

件数:19,177件 相談内容:延べ19,999件 (R2. 10. 23現在速報値)

【内容別】	【業種別(多い順)】	【相談者別(多い順)】
・雇用調整助成金:15,407件	・製造業:5,232件	・事業主:14,672件
・保護者の休暇取得支援(助成金):522件	・飲食業:2,551件	・社会保険労務士:1,986件
・休業:1,612件 等	・宿泊業:1,980件	・労働者:1,814件

【参考:長野労働局『最近の雇用情勢(令和2年9月分)』R2.10.30公表】

・有効求人倍率:1.00倍(全国31位) ・完全失業率1.9%(R2.4~6月期の推計値)

3 支援施策

【経営支援】

○県制度資金

・経営健全化支援資金(新型コロナウイルス対策 / 貸付利率0.8%)

1,085件 321億円(R2. 10. 30現在)

・新型コロナウイルス感染症対応資金(3年間利子補給)

17,307件 2,353億円(R2. 10. 30現在)

○新型コロナ対策推進宣言

15,203事業者(R2. 10. 31現在)

○飲食・サービス業の事業多角化や「新しい生活様式」への転換支援

・事業者グループへの支援(上限 300万円)

申請件数:584件 交付決定見込件数:374件 (R2. 11. 6現在)

・個別事業者への支援(国の持続化補助金に上乗せ) 630件(10/30現在:第2回公募まで)

○観光関連サービス業の生産性向上や営業力維持発展の支援

・事業者グループへの支援(上限300万円) 申請件数:142件

【雇用支援】

- 産業・雇用総合サポートセンター(R2.5.29～) 地域振興局10箇所、労政事務所4箇所

行政書士による支援 227事業者 社会保険労務士による支援 63事業者(R2. 10. 30現在)

- 雇用調整助成金の申請状況

申請書提出件数:31,341件 支給決定件数:30,041件

(R2. 10. 26現在速報値)

- 緊急就労支援事業(想定300名) (R2.6.1～)

雇用者数:123名(R2. 10. 30現在)

- ジョブカフェ信州正社員チャレンジ事業(想定125名)

事業参加者数:95名 職場実習決定者数:17名(R2. 10. 31現在)

- コロナ対策緊急就業支援デスク強化事業(想定1,000名)

求職登録:346名 就業決定:50名(R2. 10. 31現在)

- 伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業(コロナ特別対応型) (R2.7.8～)

申請件数:10件 決定件数:10件(R2. 10. 30現在)

【製造支援】

- 新型コロナウイルス感染症対策関連製品供給体制構築事業

申請件数:24件 決定件数:11件(R2. 10. 30現在)

- 新型コロナウイルス感染症対策関連製品供給体制構築事業(9月補正拡充版)

申請件数:2件(R2. 10. 30現在)

- 輸出向け食品等製造施設整備緊急支援事業

申請件数:4件 決定件数:4件(R2. 10. 30現在)

【その他】

- 県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金(1事業者 30万円)

申請件数:12,694件 処理件数:12,694件(100%)(R2. 9. 7 完了)

- 新型コロナウイルス危機突破支援金(1事業者 10万円) (R2.7.10～R2.9.30)

申請件数:6,526件 支払件数:6,142件(R2. 10. 30現在)